

1

幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実

現状と課題

これまで、豊島区では私立保育園の整備を積極的に推進し、令和2年度から5年連続で待機児童ゼロを維持しています。

一方で、近年は0～5歳人口の減少や0歳児を中心とした年度当初の定員割れ等、保育を取り巻く環境は大きく変化しています。また、障害児や医療的ケア児、外国籍児童等、特別な配慮が必要な子どもの増加や、地域で孤立しがちな在宅子育て家庭への支援が求められています。

子どもたちの最善の利益を守り、保育の質向上を図っていくための取り組みのさらなる充実が必要とされています。

また、学童クラブの利用児童数は増加を続けていましたが、対象により事業時間を定める等により待機児童はゼロとなっています。子ども一人当たりのスペースや配置職員の確保といった質的向上が課題となっています。

子どもが安全・安心な環境のもとで自分らしく好きなことをしながら過ごせる居場所が求められています。

方向性

安全・安心な環境のもと、子どもが心身ともに健康に育ち、多様な経験ができる保育サービスを提供するため、文化体験の機会の創出、遊び場の拡大、特別保育の実施、保育人材の確保・育成、安全対策の強化、巡回指導・指導検査の充実等に取り組みます。

区立保育園では、子ども家庭センターや児童相談所等と連携し、特別な配慮が必要な障害児、医療的ケア児、外国籍・要支援家庭の子どもたちを受け入れ、子どもと保護者の支援に取り組むとともに、その知識や経験を私立保育園や地域型保育事業所と共有し、様々な課題を抱える子どもを支える体制を強化します。

保育園や幼稚園を卒園した後に、円滑に小学校に進学することができるよう、幼保施設と小学校との連携を促進していきます。

子どもスキップと学校の連携により子どもたちが放課後等を安心・安全に過ごし、様々な体験や活動を行うことができる居場所を確保していきます。

計画の進捗を測る指標

指標名	現状		目指す方向性(令和11年度)
保育施設や幼稚園での保育・教育が充実していると思う保護者の割合	令和5年度	● 就学前 69.7%	
保育所待機児童数	令和5年度	0人	待機児童ゼロを維持
子どもスキップの待機児童数	令和5年度	0人	待機児童ゼロを維持

根拠：計画策定のためのアンケート調査、保育課、放課後対策課作成資料

具体的な取組

1 教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実

● 計画事業

事業名	事業目標
64 新規 こどもつながる定期預かり事業 担当課 保育課	【再掲】(88ページ)
65 一時保育事業 担当課 子ども家庭支援センター 保育課	【再掲】(89ページ)
93 新規 医療的ケア児の受入れ 担当課 保育課	医療的ケアを必要とする子どもが、専門的なケアを受けながら安全に過ごせる環境を整備するとともに、健やかな成長を支援します。同時に、保護者の負担軽減を図ります。
94 新規 認可外保育施設保育料負担軽減補助事業 担当課 保育課	認可外保育施設利用者に対する負担軽減に係る費用の一部を補助することにより、認可外保育施設の利用者を支援するとともに、地域の実情に応じた保育サービスの整備促進や質の向上を図ります。
95 私立保育所施設整備助成 担当課 保育課	大規模マンションの竣工等に伴う対策として、新たな私立保育所を整備し、必要な保育定員を確保します。また、老朽化した私立保育所の改修等に対する補助を実施します。
96 通常保育事業 担当課 保育課	保護者の就労等により保育を必要とする乳幼児を保育します。
97 家庭的保育事業 担当課 保育課	区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。家庭的保育者が、自宅等で5人以下の児童の保育を行います。
98 小規模保育事業 担当課 保育課	区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。小規模な施設で6人から19人の児童の保育を行います。

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

事業名		事業目標
99	居宅訪問型保育事業	区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。保護者の自宅ですべて1対1で保育を行います。
	担当課 保育課	
100	認証保育所運営費等補助事業	区内に設置される認証保育所の開設準備経費の補助、及び区内在住児が入所する認証保育所の運営費の補助を行います。
	担当課 保育課	
101	延長保育事業	保護者の勤務時間などにより、通常保育の時間を超過して保育が必要な乳幼児を対象に延長保育を実施します。
	担当課 保育課	
102	病児・病後児保育事業	認可保育所等に通っている乳幼児が、病気の回復期などで、集団保育が適当でない時期に、専用施設で一時的に保育します。
	担当課 保育課	
103	訪問型病児保育補助事業	病気で集団保育の困難な児童の自宅等に保育士等が訪問して保育を行った際、保育料の一部補助を行います。
	担当課 保育課	
104	休日保育事業	日曜日、国民の祝日に保護者等の就労等の理由により、家庭で保育が困難となった乳幼児をお預かりします。
	担当課 保育課	
105	短期特例保育	保護者の入院・看護・葬祭等により、緊急に保育を必要とする乳幼児を一時的に（利用期間は原則1か月以内）欠員のある保育園で預かります。
	担当課 保育課	
106	認証保育所保育料負担軽減補助事業	認証保育所利用者で、かつ保育を必要とする児童の保護者を対象に、認可保育所と認証保育所の保育料差額に応じた額を補助します。また幼児教育・保育の無償化の対象者には、認証保育所の保育料から、無償化対象の費用を差し引いた額を補助します。
	担当課 保育課	
107	保育コンシェルジュの配置	一人ひとりの保育ニーズにきめ細かく対応し、保育所選びや様々な保育サービスの利用を支援します。
	担当課 保育課	
108	学童クラブ事業	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供します。
	担当課 放課後対策課	

事業名	事業目標
109 区立幼稚園預かり保育の実施 担当課 指導課 学務課	区立幼稚園の教育時間終了後、希望する在園児を対象に「預かり保育」を実施します。また、預かり保育対応時間の拡大を検討致します。
110 私立幼稚園一時預かり事業の推進 担当課 保育課	私立幼稚園の教育時間の前・後、長期休み中に在園児を保育する「一時預かり事業」を推進します。教育時間を含め、8時間以上の預かり保育を「一時預かり（幼稚園型）」とし、運営費を補助して子育て環境の整備を図ります。
111 私立幼稚園等園児保護者援助事業(入園時補助を含む) 担当課 保育課	私立幼稚園に在園する幼児の保護者の負担軽減を図るため、補助金を交付します。
112 障害児保育事業 担当課 保育課	障害のある乳幼児を保育所で保育し、集団の中で生活することによる成長を図ります。また、集団保育が難しい場合には、自宅へ何う障害児訪問保育を実施します。

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

2 幼児教育・保育の質の向上

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
63 マイほいくえん【再掲】 担当課 保育課	安心して出産し、子育てできるよう、「マイほいくえん」事業を通じて、育児における不安や孤独感の軽減を図ります。	出産を控えている方や在宅で子育てしている方が、住まいに近い保育園を「マイほいくえん」として登録することで、来園や電話による育児相談や、保育園が実施する遊びのプログラムへ参加することができます。
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
登録者数	309人	348人

子育て支援事業計画
第三期子ども・若者支援事業計画

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
113 子ども研修 担当課 子ども若者課	子ども施設職員の専門知識・技術の向上を図り、質の高い福祉サービスを提供します。	子ども福祉に携わる職員を対象に、質の高い福祉サービスを展開するために、保育や学童指導等の専門的な知識や技術を身につけ、実践力を高めるための幅広い研修を実施します。
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
延べ受講者数	1,395人	1,800人

計画の推進に向けて

● 計画事業

事業名	事業目標
5 保育の質向上事業 担当課 保育課	【再掲】(68ページ)

資料編

事業名	事業目標
114 新規 幼児教育センターの整備 担当課 指導課	区内の幼児教育の拠点となる幼児教育センターを設置します。幼稚園教諭・保育士・小学校教員合同によるアプローチ・スタートカリキュラム(就学前5歳と就学後6歳の指導計画)を実施し、幼児教育施設と小学校で切れ目ない教育を行います。
115 保育指導事業 担当課 保育課	区が認可・確認している私立認可保育所及び地域型保育事業に指導検査を実施するほか、認可外保育施設に立入調査を実施します。また、巡回訪問による指導・助言をあわせて行い、保育の質向上を図ります。
116 保育の質ガイドライン関係事業 担当課 保育課	豊島区における「保育の質ガイドライン」の区内保育施設の保育士への配布や、普及版の窓口等での配布により、「豊島区保育の質ガイドライン」の普及・啓発を図るとともに、必要に応じた改定を行います。
117 保育の質向上のための研修委託事業 担当課 保育課	民間保育施設の保育士等を対象としたコミュニケーションの向上及び職種・職層に応じた専門的な研修を実施し、保育の質向上を図ります。
118 私立幼稚園教育環境整備事業 担当課 保育課	私立幼稚園の経営の安定と教育の充実及び心身障害児教育の教育条件の維持・向上を図るため、補助金を交付します。
119 保育施設間の連携協力事業 担当課 保育課	区内の認可保育施設がエリアごとに連携し、勉強会等を通じて、保育内容や地域の情報共有を図ることで、地域のネットワーク強化を図っていきます。
120 地域型保育施設への連携協力事業 担当課 保育課	公立・私立保育園と地域型保育施設が連携協定を結び、行事を通じた交流、合同保育の実施、施設・園庭の開放等の取組を行います。
121 保育施設の園外活動支援 担当課 保育課	園庭のない保育施設等の園外活動を支援するため、教育委員会の協力のもと、区立小学校の校庭など、園児の遊び場確保を図ります。
122 保育施設の運営充実助成 担当課 保育課	保育施設における保育サービスの推進や保育環境の充実、保育士の人材確保等を支援するため、補助金を交付します。

3 幼稚園・保育所と小学校の連携

● 計画事業

事業名	事業目標
123 新規 就学前教育共通プログラムの作成 担当課 保育課 指導課	公立・私立幼稚園、保育園などの垣根を超えて質の高い教育・保育を提供し、子どもの充実した経験や学びが小学校の生活、学習へとつなげるため、どの幼児教育施設でも活用できる0～5歳児を対象とした「就学前教育共通プログラム」を策定します。
124 新規 保幼小連絡会の開催 担当課 指導課	区立小学校学区ごとに、教職員と公立・私立の幼稚園・保育園の保育士との連絡会を開催し、今後の教育活動に向けてお互いに各学校・園の紹介を行うとともに児童園児の情報交換や年間行事の確認を行い、施設間の連携強化を図ります。

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

コラム 12: マイほいくえん事業

保育園を子育てのコミュニティの場として、身近な子育て拠点「マイほいくえん」と位置づけ、各保育園で様々な子育て支援事業を実施しています。

対象はご出産を控えている方とそのパートナー、0歳から6歳までの未就園児のお子さんを在宅で子育てしている方です。実施園は区立保育園、一部の私立認可保育所と地域型保育事業所です。

ご希望される園に登録すると、園庭の利用のほか、離乳食講習会や健康・保健相談、園主催のプログラムなどに参加することができます。また、子育て情報や園からのイベント情報の配信、園から電話による子育ての様子確認や相談対応を行うなどの取り組みも実施しています。



子どもの主体性を尊重した学校環境の整備

現状と課題

学校は、学習機会の提供のほかにも多くの成長の機会を子どもたちへ与えてくれます。

令和5年度に実施したアンケートの結果では、ホッとする場所として「自分の部屋」や「家庭」の次に「学校の教室」が選ばれており、学校が子どもの生活にとって重要な場所であることが伺えます。

また、「学校で何かを決めるとき、あなたは意見を言えるようになっていませんか。」の設問に対しては、29.7%の子どもがとてもなっている、「学校であなたの意見や思いは大切にされましたか。」の設問に対しては、35.4%の子どもがとても大切にされていると回答しています。

一方、区立小中学校職員の31.0%が「子どもの気持ちや意見を聞くことがとてもできている」と回答し、11.1%が「子どもから聞いた意見を、実際に反映させたり実現させたりすることができている」と回答しています。

子どもが安心して学び、将来への希望をもって、健やかに成長するためには、子ども自身が、自らの権利について十分に理解し、他者も自分と同様に権利を持っていることを認識することが重要です。

方向性

子どもが自分たちの権利について理解し、お互いの権利を尊重する関係性を築けるように取組を推進していきます。また、学校において、子どもたちが自発的に行動し、自由に意見を述べることができ、それが尊重されていると実感できるように、子どもの意見表明を促進します。さらに、スポーツや文化活動等、多岐に渡る活動を通じて子どもの創造性や感受性を育成し、豊かな成長を支えるための取組を進めていきます。

計画の進捗を測る指標

指標名	現状		目指す方向性(令和11年度)
学校が「楽しい」と感じている子どもの割合	令和5年度	- 小学生 64.8% - 中学生 55.0%	
学校で自分の意見を「言えていない」と回答した子どもの割合	令和5年度	- 小学生 8.0% - 中高生 4.9%	
学校で何かを決める時、先生が意見を聞いてくれていると子どもが思う割合	令和5年度	- 小学生 63.9% - 中高生 69.1%	
学校で何かを決める時、子どもの意見を聞いている回答した小中学校教職員の割合	令和5年度	- 小学校教職員 89.1% - 中学校教職員 94.3%	

根拠：計画策定のためのアンケート調査

具体的な取組

1 子どもの権利に関する継続的な学びの推進

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
125 学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保【再掲】	学校での子どもの権利の学習機会を確保します。	「子どもの権利に関する条例」について、学校での活用事例集を作成し、学校での活用を推進します。また、講師派遣や民間団体等による子どもの権利を学ぶメニューを実施し、子どもの権利の普及啓発を推進します。
担当課 子ども若者課 指導課		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
実施校数 ①子ども若者課 ②指導課	①8校 ②5校	①22校 ②毎年度小学校2校、中学校1校で継続実施

● 計画事業

事業名	事業目標
126 人権課題に対する教育の充実	東京都教育委員会が作成している「人権教育プログラム」に基づき、人権にかかわる様々な題材を取り上げた指導事例等を活用し、人権尊重や「生命の大切さ」を学ぶ取組を推進します。
担当課 指導課	
127 道徳教育の充実	学校における全ての教育活動を通して、児童・生徒の道徳性を一層充実します。特に、「特別の教科 道徳」においては、「考える道徳」「議論する道徳」を実現するため、指導方法や指導計画等の改善を図ります。
担当課 指導課	

2 子どもの意見表明・反映及び社会参画への支援

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
128 子どもの主体的活動への支援の推進	子どもが自らの意見を発信し、主体的に活動をすることを目指します。	学校における児童会・生徒会・委員会・部活動等、子どもの主体的な活動を支援し、子どもの意見等が学校運営に反映されるよう支援します。
担当課 指導課		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
活動の周知、充実	各学校で子どもが主体的な活動に取り組んでいる。	各学校における児童会・生徒会・委員会・部活動等における子どもの意見を反映した好事例を周知し、充実させる。

3 学校における活動・体験機会の充実

● 計画事業

事業名	事業目標
129 伝統・文化の継承	日本の伝統・文化理解を推進するために、区内外にある教育資源(藍染め、落語、邦楽、和太鼓等)を積極的に学習活動に取り入れ、伝統・文化の継承を図ります。
担当課 指導課	
130 次世代文化の担い手育成事業	幼児・児童・生徒の創造力、表現力、コミュニケーション能力を高めるため、プロの芸術家や専門家を学校に招き、本物の芸術・文化に触れる機会の充実を図ります。
担当課 指導課	

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

コラム 13: 子どもの主体的な事業

令和5年4月に施行された「こども基本法」において、子どもの権利擁護や意見を表明する機会の確保等が法律上位置付けられたことを受け、豊島区の小中学校では、子ども自身で身近な課題を解決する教育活動を積極的に進めています。

子どもたちの健全な成長や自立を促すためには、自分の意見を述べたり、他者との対話や議論を行ったりすることが極めて重要です。これまでの教員が決めていた「生活のきまり」を、自分たちがより良く生活をするためのきまりに作り直している学校があります。生徒会を中心に、学校の「生活のきまり」の必要性を確認した上で、全生徒で話し合いを行い、見直しを行いました。新しい「生活のきまり」が現在、楽しく落ち着いて生活できる学校環境の実現に大きく寄与しています。

今後も学校教育において、子ども自身が根拠や影響を考え、より良い改善を行う取組を進めながら、子どもたちが毎日楽しいと感じられる学校風土の醸成に努めてまいります。



コラム 14: 子どもと大人がともにつくる事業

豊島区の学校では、区域内の中学校とその学区域にある小学校が一体となりイベントを開催するなど、学年や学校の枠に捉われないことなく、目標の達成へ向けて協力して取り組む事業を展開しています。

西池袋中学校では、「学校で花火大会をやりたい」という子どもの想いを実現させるため、小学校PTAと中学校PTAが主催し、各小学校、中学校、町会の協賛、卒業生や地域住民の協力を得て、校庭を会場とした花火大会事業が実施されました。

大人と子どもが役割分担し、子どもは実行委員として花火の着火や当日の会場案内、大人はサポート役として買い物や安全管理及び、近隣地域への事業説明等を行いました。事業に賛同した地域団体や地元企業の寄付もあり、延べ2,000名が集まり、花火を楽しみました。

このイベントは、不登校の子ども達と生徒会の委員等が実行委員として、協力し合い成し遂げたもので、子ども達の成長にもつながっています。また、小学生も対象とすることで、中学校進学へ向けた期待と楽しみを感じることができたという声も多く寄せられています。



子どもに関わる人への支援

現状と課題

子どもの権利が保障されるためには、大人が子どもの権利を理解し、信頼関係を構築することが必要不可欠です。「子どもの権利に関する条例」では、子どもに関わる施設の職員や区民、事業者等、子どもに関わる大人の責務を規定しています。

令和5年度に実施したアンケートでは、条例を知らない割合が就学前児童保護者では64.1%、小学生保護者では39.7%、中高生保護者では52.5%、地域団体では14.5%、区施設職員では6.1%でした。これら認知度は、平成30年度に実施したアンケートと比較すると高まっていますが、十分であるとは言えません。

子ども・若者の権利が尊重されるためには、子ども・若者に関わる人が権利について理解することが必要であり、また、関わる人への支援を通して子ども・若者支援の質を高めることが重要です。

方向性

学校や保育園などの子どもに関わる施設職員をはじめとして、地域で子ども・若者支援に関わる方々への「子どもの権利に関する条例」の理解促進に向けた取組を推進するとともに、子どもに関わるおとなを支援する仕組みづくりや支援者の質の向上を図ります。

また、「豊島区学校における働き方改革推進プラン」に基づく取組を推進することで、教員の負担軽減を図り、働きやすい環境を整備します。

計画の進捗を測る指標

指標名	現状		目指す方向性(令和11年度)
子どもの権利に関する条例を「知っている」と回答した割合	令和5年度	- 区施設職員 77.0% - 地域団体等 57.3%	
職場や地域で子どもの権利について学ぶ機会がないと答えた割合	令和5年度	- 区施設職員 42.4% - 地域団体等 66.8%	

根拠:計画策定のためのアンケート調査

具体的な取組

1 子どもに関わる人への支援

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
3 「子どもの権利」に関する研修・講座の実施【再掲】 担当課 子ども若者課 指導課	子どもに関わる施設や地域で子どもに関わるおとなが子どもの権利を学ぶ機会を確保します。	教職員や保育士等、子ども施設の職員に対して、子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する出前講座や講演会を実施します。
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
職員研修実施回数	5回	5回
区民講演会・出前講座実施回数	4回	10回

● 計画事業

事業名	事業目標
113 子ども研修 担当課 子ども若者課	【再掲】(97ページ)
117 保育の質向上のための研修委託事業 担当課 保育課	

2 子どもに関わる人のための環境整備

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
131 教員の働き方改革推進事業 担当課 指導課(学校支援担当課長)	学校の教員が働きやすい環境を整備し、教員の負担軽減を図ります。	「豊島区学校における働き方改革推進プラン」に基づく以下の取組を推進します。 ①【区立学校法律相談事業】 学校で起こるいじめや保護者とのトラブル等について法的アドバイスを受けることや、管理職とともに保護者等と対面相談をするために弁護士を学校に派遣します。 ②【スクール・サポート・スタッフ配置事業】 スクール・サポート・スタッフとして臨時職員を雇用し、教員の補助業務を行います。また、区独自で交通費を支給し、適切な人員確保に努めます。 ③【部活動における指導員・外部指導員の活用促進】 地域の大学やスポーツ団体等と連携し、部活動における指導員制度の導入・外部指導員のさらなる活用促進を図っていきます。
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
区立学校法律相談事業	研修2回、相談41日	豊島区教育委員会専属のスクールロイヤーを配置、校園長を対象にした研修を年1回以上実施
スクール・サポート・スタッフ配置事業	30校	全区立小中学校30校に配置
部活動における指導員・外部指導員の活用促進	3校に配置(部活動指導員)	区立中学校4校に配置(部活動指導員)

● 計画事業

事業名		事業目標
36	スクールソーシャルワーカー活用事業	【再掲】(80ページ)
担当課	教育センター	
132	外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実	外国籍の児童・生徒及びその保護者とのコミュニケーションを確保するため、タブレットを用いたテレビ電話での通訳サービスや、教育センターから各学校への通訳派遣の充実を図っていきます。
担当課	学務課	

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

目指す姿 IV

若者が 社会とつながり合い 自分らしく成長できるまち

取組の方向性

1

若者の自立支援

現状と課題

子ども若者総合相談「アシスとしま」では、就労や学校、家族関係、生活習慣など、若者やその家族から多種多様な相談が寄せられています。核家族化や地域コミュニティの希薄化、教育の高度化・細分化や働き方の多様化等により、若者の孤独や孤立が高まっています。

令和5年度に実施したアンケート調査においても、若者の49.3%が「社会生活や日常生活を円滑に送ることができなくなった経験がある」と回答しています。また、「自分はまわりから取り残されていると思う」と回答した若者は21.4%、「自分には話せる人がいないと思う」と回答した若者は19.7%、「自分はひとりぼっちだと思う」と回答した若者は16.1%、「自分が役に立たないと強く感じている」と回答した若者は40.8%であり、若者の孤独や不安及びそれに伴う無力感が子どもと比べて大きいことが伺えました。若者の自己肯定感を育み、自己効力感を高めて主体的な生活を送るための支援が求められます。

そのためには、こうした若者の抱える多様な悩みや困難を受け止め、若者本人を尊重しながら、健康や日常生活、就労等、必要な支援をしていくことが重要です。

方向性

若者それぞれが自らの人生を主体的に送れるよう、一人ひとりの気持ちに寄り添い、健康や日常生活、就労など、必要な支援を実施していきます。

健康や日常生活の支援としては、情報の提供や啓発活動、病気の予防や早期治療に繋がる各種健診サービスの提供、体の健康や心の悩みを聴く相談窓口での支援など、若者の生活力向上に繋がる事業を実施していきます。

また、就労への支援が必要な若者に対しては、就労に向けたスキルアップや、インターンなどの就労体験ができる機会の提供、就労に関する悩みや不安に関する相談窓口の設置など、若者の経済的自立に繋がる就労という観点で、若者の成長を後押しする様々な取組を行います。

計画の進捗を測る指標

指標名	現状	目指す方向性(令和11年度)
自分のことが「好き」と回答した若者の割合	令和5年度 65.0%	
今までに社会生活や日常生活を円滑に送ることができなくなったことが「ある」と回答した若者の割合	令和5年度 49.3%	
自分には「話せる人がいない」と回答した若者の割合	令和5年度 19.7%	
不安に思うことや困っていることを相談でき、虐待や体罰、いじめなどにあったときは助けを求めることができると回答した若者の割合	令和5年度 75.7%	

根拠:計画策定のためのアンケート調査

具体的な取組

1 日常生活への支援

● 計画事業

事業名	事業目標
133 中高生センタージャンプにおける子ども・若者の生活力向上のための取組 担当課 子ども若者課	中高生センタージャンプにおいて、各種若者支援団体による定期的な啓発・相談事業により、トラブルを回避し健康な生活を送る能力を身に付ける機会を提供します。
134 若年者向け(40歳未満)健診事業 担当課 健康推進課	法的な健康診査の位置付けがない若年層の方を対象に、健康課題に合わせた疾病予防や健康づくりのため、生活習慣病予防健診(男性)、女性の骨太健診を実施しています。
135 子宮頸がん検診 担当課 地域保健課	子宮頸がんの早期発見・早期治療のため、年度末時点で20歳以上偶数年齢の女性を対象に、子宮頸がん検診を実施します。本検診は、2年に1回の定期的な受診を推奨しています。
136 子ども・若者への消費者教育推進事業 担当課 産業振興課	消費生活に関する知識を修得し、適切な行動に結び付けられるよう消費者教育を実施します。
137 自殺・うつ病の予防対策 担当課 保健予防課	相談窓口一覧の作成による普及啓発や、ゲートキーパーの養成とネットワーク化による地域連携体制の構築を行います。若者の自殺対策として大学院生と協働したハートプロジェクトの実施、自殺・うつ病の予防対策委員会によるデータの分析や活動の評価、改善策を検討します。
138 DV・デートDV防止のための周知啓発事業 担当課 男女平等推進センター	区立中学生等を対象とした「デートDV予防:わたしとあなたを大切に作る教室」の実施など、若年層に対してデートDV防止に関する周知啓発事業を行うことで、将来の配偶者間のDV発生防止を図ります。

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

2 経済的自立への支援

● 計画事業

事業名	事業目標
85 新規 被保護者次世代育成支援事業 担当課 生活福祉課 西部生活福祉課	【再掲】(92ページ)
139 就業支援事業 担当課 産業振興課	求職者の職業相談を行うハローワーク池袋(池袋職業安定所)や東京しごと財団(東京都)と連携して、就職面接会や就労支援セミナーなどを開催し、若年求職者を含む就労希望者の就職をサポートします。
140 自立相談支援事業 (くらし・しごと相談支援センター) 担当課 福祉総務課(自立支援担当課長)	専門の相談員がお困りごとを整理したうえで、それぞれの方にあった支援プランを作ります。 他の関係機関などと連携し、課題解決に向けた支援を行います。
141 就労準備・社会参加支援事業 担当課 福祉総務課(自立支援担当課長)	「仕事をしたことがない」「離職期間が長期にわたる」等の理由で、早期の就労に不安のある方に対し、個別面談、セミナー、体験就労などを通じ、自立に向けたオーダーメイドの支援プランを作成し支援をします。

コラム 15: 自殺・うつ病の予防対策

本区内における自傷行為による救急搬送数及び自殺者数は20歳代が最も多く、自傷行為による救急搬送数は年々増加傾向にあります。

このような現状から本区では、区内大学院生と協働し、自殺予防ワークショップ、啓発資料の作成、相談会の開催など、若者の視点を取り入れた自殺予防対策を進めてきました。加えて、20歳代30歳代の方にメンタルヘルスリーフレットを配布、こころの健康づくりに関する講演会を開催するなど、セルフケアができる人を増やすことを目指しています。

また、自殺のサインに気づき、声をかけ、必要な支援につなげ見守るゲートキーパーや、精神疾患を正しく理解し、こころの不調に寄り添う心のサポーターを養成し、身近な相談者を増やす取り組みを進めています。



ゲートキーパー講座

若者の社会参画支援

現状と課題

令和5年度の若者を対象として自分の居場所を尋ねたアンケート調査では、「自分の部屋」が81.8%、「家庭」が58.2%である一方、「学校」は21.1%、「職場」は12.1%、「地域」は13.2%に留まり、「インターネット空間」を居場所として回答した若者は30.7%でした。これまでに地域活動に参加してことのある若者は43.9%であり、地域や社会とのつながりが希薄であることが伺えます。これに起因する個人や家族の孤立や家庭教育・学校教育の格差等により孤独や生きづらさを感じる若者が増えています。

豊島区では、こういった若者のうち、困難を抱える若年女性を早期に支援につなげていくための情報発信や研修等の取組である「すずらんスマイルプロジェクト」を企業や民間支援団体等と連携・協働して進めています。若者が主体的に成長していけるように更なる仕組みの構築が求められています。

地域の中にどのような場所があるかについては、「気の合う同士でおしゃべりしたり、ゆったり過ごせたりする場所」と回答する若者が55.7%で最も多く、「自分のペースで静かに学習できる場所」が54.3%、「野外でからだを動かしてスポーツや活動できる場所」が50.4%と続きました。

方向性

自宅と学校、職場以外での若者のつながりを充実化させるため、若者が安心して自由に過ごす居場所の提供や相談支援、その他、企業やNPO等と連携して若者の居場所や活動の場について意見交換や調査研究等を行いながら検討を進めていきます。

豊島区内の施設での若者の活動支援や、学びの場の提供を行います。また、地域活動や選挙等、社会参加の機会や情報の提供を行い、若者の社会参画を支援します。

計画の進捗を測る指標

指標名	現状		目指す方向性(令和11年度)
若者がホッとできる居場所として「地域」と回答した割合	令和5年度	41.4%	↑
若者が「自分が役に立たないと感じている」と回答した割合	令和5年度	40.8%	↓
地域活動・イベント・ボランティア等に参加したことがあると回答した若者の割合	令和5年度	45.7%	↑
国政選挙や地方選挙に行っていないと回答した若者の割合	令和5年度	15.7%	↓

根拠:計画策定のためのアンケート調査

具体的な取組

1 居場所・活動の場の充実

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
142 中高生センタージャンプの若者支援	18歳以上の困難を有する若者を支援します。	中高生センターにおいて、高校を卒業したO・B・OG世代への進路の変更や転職・就職に関する相談や、若者の社会貢献活動への支援を実施します。また、中高生の利用者が少ない時間帯に施設の一部に若者の居場所をつくります。
担当課 子ども若者課		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
登録者数	60人	80人
延べ利用者数	1,637人	1,800人
相談件数	544件	600件

● 計画事業

事業名	事業目標
143 若者学びあい事業	「みらい館大明」において、若者が気軽に立ち寄れる居場所として、「ブックカフェ」を週6日、NPOと協働で開館しています。コーディネーターを配置し、若者が地域で活動するきっかけづくりやサポートも行っています。
担当課 生涯学習・スポーツ課	
144 としまコミュニティ大学	豊島区と区内7大学(学習院大学・川村学園女子大学・女子栄養大学・大正大学・帝京平成大学・東京音楽大学・立教大学)が協働で事業展開している人づくり・活動づくり・地域づくりのための総合的な学びの場です。
担当課 生涯学習・スポーツ課	
145 区立図書館におけるYA向けの取組	区立図書館においてYAコーナーの図書充実や、利用者との情報交換のための掲示板設置、YA向けイベントや企画展示の実施などにより、子ども・若者の読書活動を促進します。
担当課 図書館課	
146 新規 若者の居場所創出事業	困難を抱えた若者が気軽に集い、相談やつながりを作ることができる居場所を提供することで孤独・孤立の解消および予防を図り、自立や社会参画に向けた安定的で継続した支援を行います。また居場所を起点として周辺地域の賑わいを創出し、豊島区の魅力を高め持続的な発展を実現します。
担当課 子ども若者課	

2 社会参画の推進

事業名	事業目標
147 選挙普及啓発事業	小中学校・高校・大学における選挙に関する出前講座や模擬選挙の実施及び選挙物品の貸出、マンガ家のデザインしたポスター等の普及啓発媒体の作成、若者を選挙立会人に選定することなどを通じて若者の選挙に対する関心を高め、投票率の向上につなげます。
担当課 選挙管理委員会事務局	
148 地域防災力向上事業	消防団の加入や地域での防災訓練・防災講座への若者の参加を促進し、新たな地域防災の担い手の創出に取り組みます。また、PTA等と連携し、小中学校を対象とした防災授業や地域の防災講話、防災イベントを通じて、防災意識の向上を図ります。
担当課 防災危機管理課	
143 若者学びあい事業	【再掲】(110ページ)
担当課 生涯学習・スポーツ課	
149 新規 すずらんスマイルプロジェクト	生きづらさを抱える10代・20代の若年女性の困難な問題や状態に早い段階で気づき、区の相談窓口や施策、関係機関や民間支援団体等による適切な支援につなげていくため、当事者に届けるための情報発信や、職員のスキルアップに向けた研修、企業や民間支援団体等と連携・協働した取り組みを実施します。
担当課 男女平等推進センター	

コラム16:すずらんスマイルプロジェクト

10代・20代の生きづらさを抱えた若年女性を「たしかな支援」につなげることを目的に豊島区で生まれた、様々な職種、職層の職員が参加する組織横断的なプロジェクトです。

若手職員の自由な意見や発想を取り入れ、自治体初となる生理用品の無償配布や、当事者目線のホームページや支援リーフレットの作成、SNSを活用したターゲティング広告の実施など、スピード感をもって取り組んでいます。

また、民間支援団体と連携した会議や取組、プロジェクトの趣旨に賛同いただいた企業と連携したPRキャンペーン、学生と連携したワークショップ等も実施しています。

今後も民間団体や企業、当事者世代である学生等との連携を一層強化し、様々な取組を進めていきます。



池袋ハロウィンコスプレフェスティバルでは、職員もコスプレをして周知を行いました！

コラム17:若者の居場所創出事業

近年、家庭や学校、職場といった生活の中で自分の居場所を見出せないと悩む子どもや若者が増加しており、安心して過ごせる居場所の必要性が一層高まっています。

こうした課題に対応するため、豊島区では、都市開発事業者が保有する遊休地等(空き家)を無償で借り受け、それを若者支援団体に無償提供(転貸借)し、若者の居場所運営や居住支援など多様なプログラムを提供してもらうことで、若者支援を推進します。

運営に必要な空き家の改修経費等を区が補助、負担することで、若者支援団体の負担が軽減され、より安定的で継続した支援が可能になります。

この取り組みは、困難を抱えた若者が気軽に集い、相談やつながりを作ることができる居場所を提供することで、孤独・孤立の解消及び予防を図り、自立や社会参画に向けた継続的支援を行うことを目的とします。また、居場所を起点に周辺地域の賑わいを創出し、豊島区の魅力を高めることも期待されています。



※写真はイメージ

一人ひとりに寄り添った支援

現状と課題

豊島区における児童虐待通告件数は年々増加傾向にあります。令和4年度に実施した豊島区ヤングケアラー調査では、2.2%の子どもが自分はヤングケアラーにあてはまると回答しました。令和5年2月には児童相談所を開設しました。関係機関で連携し、複雑化・多様化する児童虐待の相談に対応しています。子どもの安全と健やかな成長を支える持続可能な支援体制を強化し、更に整えていくことが求められています。

不登校児童・生徒数は、小学校・中学校ともに増加しています。令和5年度に実施したアンケート調査では小学生の6.6%、中学生の4.4%の子どもが学校は楽しいと思わないと回答しており、こうした子どもへの支援が求められています。

18歳未満の身体障害者手帳所持者数は横ばいの状態、愛の手帳所持者数は微増傾向にあります。令和6年4月には、専門性の高い児童発達支援を提供し、併せて障害児やその家族及び関係者を総合的にサポートする地域に根差した中核的施設として児童発達支援センターを開設しました。また、医療的ケア児及びその家族を身近な地域で支えるため、関係部署や医師会等で構成する協議会を立ち上げ、医療的ケア児等コーディネーターの配置や庁舎内の相談窓口開設等、取り組みを進めています。引き続き、総合的な支援体制の強化と支援内容の充実が求められています。

豊島区の外国人住民人口は、コロナ禍により減少するも、令和4年度以降は増加しており、外国人住民の比率は、23区内では新宿区に次ぎ2番目となっています。

豊島区における15～39歳の死因の約4割が自殺であり、自殺者に占める20～30代の割合が高くなっています。子ども・若者の自殺予防が重要な課題となっています。

方向性

虐待被害、いじめ被害、不登校・ひきこもり、障害、外国ルーツなど、人によって抱えている背景は様々であり、求められる支援も異なります。一人ひとりの状況にこちらから寄り添い、相談しながら必要な支援を進めていきます。

計画の進捗を測る指標

指標名	現状		目指す方向性(令和11年度)
学校が楽しいと感じている子どもの割合	令和5年度	- 小学生 64.8% - 中学生 55.0%	
過去1年間でお金が足りず家族が必要とする食料が買えないことがあったと回答した保護者の割合	令和5年度	- 小学生保護者 3.7% - 中学生保護者 7.3% - 高校生保護者 11.0%	

根拠:計画策定のためのアンケート調査

具体的な取組

1 子どもの虐待防止(再掲)、ヤングケアラーへの支援

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
26 子ども虐待防止ネットワーク事業【再掲】	児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。	①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。
担当課 子ども家庭支援センター		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
虐待防止ネットワーク研修開催数	2回	2回
出張講座開催数	43回	45回

● 計画事業

事業名	事業目標
37 新規 「としま子どもの権利相談室」(愛称:ふくろう相談室)の運営	【再掲】(80ページ)
担当課 子ども若者課	
38 新規 児童相談所の運営	【再掲】(80ページ)
担当課 児童相談課	
42 子ども家庭女性相談事業	【再掲】(82ページ)
担当課 子育て支援課	
92 母子生活支援施設	【再掲】(93ページ)
担当課 子育て支援課	

コラム 18:ヤングケアラー

豊島区では、令和5年度からヤングケアラーの常設相談窓口を子ども家庭センターに開設し、ヤングケアラー支援コーディネーター2名を配置しました。コーディネーターは、子ども自身や関係機関からの相談に応じるほか、普及啓発としてリーフレットやポスター、子どもの相談キャラクター「なやミミ・すいトリ」のぬいぐるみを活用し、小・中学校へ相談窓口の周知を図り、区民ひろばや保育園、子ども食堂などの関係機関職員にヤングケアラー支援についての出張講座や区民講演会を開催しています。

さらに、令和6年度の「としま子ども会議」では、子ども達からイベントで啓発する方法やイベント以外で周知する具体的な方法について提案してもらいました。子ども達の提案内容を実現しながら「ヤングケアラーにやさしいまちづくり」を推進していきます。

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

コラム 19: 豊島区児童相談所

「児童相談所」は、子どもやその家族が抱える問題を解決するための施設です。たとえば、子どもが家庭で虐待を受けていたり、育児に困っている親がいたりするときに、相談を受けて助ける役割があります。また、必要があれば、一時的に安全な場所で子どもを預かることもあります。

豊島区は、令和5年2月に児童相談所を開設しました。豊島区児童相談所では、子どもが健やかに安心して生活していけるよう、子どもとその家族などに対して相談援助を行い、問題の解決を目指していきます。

また、令和7年3月には「社会的養育推進計画」(この計画の別冊)を作成しました。子どもが生まれる前からの、家庭への切れ目のないサポートや、里親家庭・児童養護施設などで暮らす子どもが、意見や思いを尊重されながら、安心して成長できるようにする取組などを通して、全ての子どもの最善の利益(子どもにとって一番よいこと)を実現していきます。



2 社会的養育の推進

● 計画事業

事業名	事業目標
150 新規 家庭養育の体制整備事業	家庭養育の推進に向けて、民間事業者(フォostリング機関)を活用した家庭養育の普及啓発、委託促進を行います。
担当課 児童相談課	

3 子どものいじめ防止(再掲)、不登校、ひきこもりへの支援

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
39 子ども若者総合相談事業(アシスとしま)【再掲】	不登校、ひきこもりなど困難な状況にある子ども・若者に対して自立に向けた支援を行います。	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施します。 相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へつなげていきます。
担当課 子ども若者課		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
不登校に関する相談件数	31件	20件
ひきこもりに関する相談件数	17件	20件

● 計画事業

事業名	事業目標
35 スクールカウンセラー事業	【再掲】(80ページ)
担当課 指導課 教育センター	

事業名		事業目標
36	スクールソーシャルワーカー活用事業	【再掲】(80ページ)
担当課	教育センター	
37	新規 「としま子どもの権利相談室」(愛称:ふくろう相談室)の運営	【再掲】(80ページ)
担当課	子ども若者課	
151	柚子の木教室(適応指導教室)	不登校児童・生徒に、学習やスポーツ、宿泊教室、体験活動等を通して何度でもやり直せることを実感させ社会的自立に向けた、居場所機能、学習機能、社会への適応支援機能を充実させます。また、いじめなど何らかの理由で学校に登校することが困難な児童・生徒の一時的なシェルターとして機能します。
担当課	教育センター	
152	教育相談	幼児期から高校卒業年代までの一人一人の自立を支える機関として、心理士による来所相談や電話相談を実施し、相談内容に応じて学校や関係機関との連携を図ります。区立幼稚園幼児教育相談では要支援の幼児とその保護者のサポートを行います。
担当課	教育センター	

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

4 障害のある子ども・若者や医療的ケアの必要な子どもへの支援

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
153 発達支援相談事業	心身の発達に困難を持つ子どもとその家族が、個々の発達に合わせた指導や助言を行うことで家族が子育てに自信を持ち、安定した生活が送れるよう支援します。	西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの偏りや障害のある乳幼児の保護者からの発達、療育、訓練、進路等に関する相談に応じ、助言、指導を行うとともに、関係機関へ連絡、紹介等を行います。 西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの問題や障害、心配のあるお子さん、その家族を対象に、個別や集団での訓練や必要な支援を行います(児童発達支援事業)。
担当課		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
発達相談件数	7,010件	7,100件

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

● 計画事業

事業名		事業目標
93	新規 医療的ケア児の受入れ	【再掲】(95ページ)
担当課	保育課	
154	重度障害者の大学等修学支援事業	重度障害者が大学等に修学する際に、大学等の支援体制が整うまでの間、身体介護等の提供に要する費用を支給します。
担当課	障害福祉課	
155	新規 児童発達支援センターの運営	切れ目のない支援を実現するため、発達に不安や課題を抱えた子どもやその保護者、家族の支援について、所管を越えてコーディネートする専門機関として「児童発達支援センター」を設置し、運営します。
担当課	子ども家庭支援センター	
156	発達障害者相談窓口	発達障害について、あらゆる年齢層の当事者、家族からの相談に応じます。相談内容により、適切な機関の紹介や情報提供を行います。
担当課	障害福祉課	

計画の推進に向けて

資料編

事業名		事業目標
157	新規 特別支援学級や通級指導学級と通常学級の交流、共同学習の充実 指導課 教育センター	特別支援学級や通級指導学級における交流や、共同学習の充実を図り、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が相互に理解し合い、共生社会の実現に向けた取組を一層充実します。
158	巡回子育て発達相談事業 子ども家庭支援センター	
159	発達障害者心理相談補助事業 障害福祉課	発達障害者あるいは発達障害に起因する問題について、区在住の本人またはその家族が区内大学の心理相談(カウンセリング)を受ける際の費用の一部を補助します。
112	障害児保育事業 保育課	【再掲】(97ページ)
160	学童クラブでの障害児受入 放課後対策課	障害のある子どもを学童クラブで受け入れ、遊びや生活を通して成長できるように、個々の子どもの状況を踏まえて支援を行います。
161	障害児通所支援事業 障害福祉課	【児童発達支援】心身の発達に何らかの偏りや障害のある未就学の子どもを対象に、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のための支援を供与し、またはこれに併せて治療を行います。 【放課後等デイサービス】学校又は専修学校等に就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための支援等を行います。 【保育所訪問支援】保育所等の児童が集団生活を営む施設に訪問支援員が訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。 【居宅訪問型児童発達支援】重度の障害等により外出が困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。
162	障害者(児)日中一時支援事業 障害福祉課	障害児を介護している方が疾病等の理由で一時的に介護できない時に、障害児に対して宿泊を伴わない短期的な施設を提供し、日常生活の援助・日中活動の支援を行います。
163	発達障害者支援ネットワーク会議 障害福祉課	庁内の保健、福祉、子育て、教育に関わる関係機関で構成される発達障害者支援ネットワーク会議を開催し、各ライフステージを通じて一貫した支援ができるよう、発達障害者支援に係る課題の検討、情報の共有を行います。
164	障害者サポート講座 障害福祉課	障害者への声掛けや手助け方法など簡単なサポート方法を学ぶことができる区民向け講座の開催や、サポート方法を収録した動画のYouTube配信を行います。

事業名		事業目標
165	余暇活動支援(ほっと・サロン事業)	主に一般就労をしている障害者を対象に、余暇を過ごせる場を提供し、地域生活に充実感を与え、就労の定着を目指します。
担当課	障害福祉課	
166	新規 障害者就労支援事業(豊島区障害者就労支援センター)	一般就労を希望する障害者の就職準備や就職定着支援、就労希望者の積極的な掘り起こしを行います。特別支援学級や特別支援学校等への訪問や、障害のある子どもを対象としたワークショップの開催等を通して、就労に対する意識付けを行います。
担当課	障害福祉課	
167	日曜教室(つばさCLUB)	18歳以上の中軽度知的障害のある方が、仲間とともに学びあい交流を深めることで、生活課題の解決や余暇活動の充実を図ります。
担当課	生涯学習・スポーツ課	
168	新規 バリアフリー資料の充実	通常の本では読書が困難な子ども・若者のために、バリアフリー資料の活用により、読書環境を整備します。
担当課	図書館課	
169	新規 区立小中学校・幼稚園における医療的ケア児に対する教育の充実	区立小中学校・幼稚園において、医療的ケアを要する幼児に医療行為を行える体制を整備することで、保護者の付添いを求めず、他の児童生徒または園児と共に教育を受けられる環境を提供します。
担当課	学務課	
170	新規 障害者雇用推進	障害者雇用を推進し雇用環境を整備します。また、オフィスサポートセンターの設置等、区自らが就労機会の拡大を図ることで、区民や職員に障害者雇用促進についての理解を深めていきます。
担当課	人事課	
171	新規 医療的ケア児等支援協議会	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関連機関が一堂に会し、医療的ケア児等への取り組みや支援について意見交換や情報共有を図ります。
担当課	障害福祉課	
172	新規 医療的ケア児相談窓口	医療的ケアを必要とするお子さま、ご家族が、ご自宅や地域で安心して暮らしていけるよう医療的ケア児等コーディネーターが様々な相談に応じます。ライフステージに応じて、利用できるサービスや関係機関をつなぐ役割をします。
担当課	障害福祉課	
173	新規 重症心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業	医療的ケアが必要な重症心身障害児(者)のご家族の休養や就労活動のため、自宅等まで看護師が出向き、一定時間、家族等にかかわってケアを行います。
担当課	障害福祉課	
174	新規 障害児入所支援	福祉型と医療型の2種類ある障害児入所施設に入所する障害児に対して、保護並びに日常生活における基本的な動作及び独立生活に必要な知識技能の習得のための支援や治療を行います。
担当課	障害福祉課	

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

コラム 20:行こう！話そう！体験しよう！就労ワークショップ

障害者就労支援センターでは、区内特別支援学級の保護者会と連携しながら、親子で参加する体験型ワークショップを行いました。

“働く”という将来に向けた子ども達へのメッセージをどのように伝えるか、準備段階から子どもや保護者に意見をもらい、開催時期・内容・事後アンケート項目などに反映させることが出来ました。

区職員だけでは気が付けなかったお子さんの特性に応じた配慮事項にも対応することができ、区職員の視野を広げることができました。また、保護者の方からも「子どもの進路についても考えるきっかけとなりました。」との発言があり、双方にとって有益な連携ができました。

事後アンケートでは、参加者全員から楽しかったと回答があり、「細やかな気遣いがとても嬉しかった」など満足度の高いワークショップが開催できました。

今後、聴取した意見を事業に反映し、フィードバックできるようにして取り組みを進めます。



※都市計画課の協力により「IKEBUSペーパークラフト赤・黄」づくりに挑戦

5 外国にルーツを持つ子ども・若者への支援

● 計画事業

事業名	事業目標
175 日本語指導教室 担当課 教育センター	区立小・中学校に就学している日本語能力が不十分な児童に、日本語の習得を目的とする授業を行い、学習理解、生活習慣の習得を支援します。その際、児童の個々の状況に合わせた個別指導を行います。
176 日本語初期指導事業 担当課 教育センター	区立幼・小・中学校に就学する帰国・外国籍園児・児童・生徒・保護者に対して学校生活に適應できるよう通訳を派遣します。
177 外国籍の子どもへの学習支援 担当課 教育センター	外国籍の幼児・児童・生徒たちの学習活動を支援するため、必要に応じて、区内の大学や関係機関との連携を図り、個に応じた指導や援助を行います。

事業名	事業目標
132 外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実	【再掲】(105ページ)
担当課 学務課	

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

コラム 21: 日本語指導教室

日本語指導学級や日本語指導教育教員が配置されていない学校に在籍している、来日して概ね6か月以内の児童・生徒を対象に、教育センターでは日本語等指導を行っています。

日本の学校生活で必要な場面を想定し、友達や先生とのやりとりや、時間割の見方や、時間の言い方など、日常生活に直結した最低限の日本語が出来るよう指導しています。中学生は教育センターに通い、複数の指導員とのコミュニケーションを行うことができます。また、小学生は担当の指導員が学校に巡回するため、保護者が送迎することなく指導を受けられます。

日本語指導を希望される場合は、入学後、学校長にご相談ください。



教育センター日本語指導教室の様子



日本の文化についても学びます

6 非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援

● 計画事業

事業名	事業目標
178 保護観察対象少年に対する就労支援事業	保護観察を受けている区内の少年少女を会計年度任用職員として採用することで、就労の場、社会経験の場を提供し、立ち直り支援と再犯防止を図ります。
担当課 子ども若者課	
179 社会を明るくする運動	
担当課 子ども若者課	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。区はこれらの運動に対して助成金を支出するほか、事務局として運動のPRや会議事務等を行っています。
180 更生保護サポートセンターの運営支援	保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターを区施設内に開設し、運営経費に助成をしています。更生保護サポートセンターでは、保護司による青年相談が週2回実施されています。
担当課 子ども若者課	

7 その他配慮が必要な子ども・若者 (DV、多様な性自認・性的指向の人々、自殺予防など)への支援

● 計画事業

事業名	事業目標
181 女性の専門相談 担当課 男女平等推進センター	法律に関わる相談、人間関係等に関わるこころの相談、DV被害に関する相談を、それぞれの専門家が予約制にて実施しています。
182 緊急一時保護 担当課 子育て支援課	DV被害にあった女性のほか、緊急で保護する必要がある女性の相談を受け、シェルター等で保護を実施し、その後の自立に向けた支援を行います。
183 多様な性自認・性的指向の人々への理解促進 担当課 男女平等推進センター	多様な性自認・性的指向の人々への差別や偏見の解消を目指して、情報を掲載したパネル展示、映画の上映会、関連本の貸出しを行い、区民等に対する啓発活動に取り組みます。
184 新規 にじいろ相談ダイヤル 担当課 男女平等推進センター	性自認・性的指向に関する悩みについて専門の相談員による相談を行います。
185 新規 男性の専門相談ダイヤル 担当課 男女平等推進センター	仕事や家庭のこと、人間関係や生き方など、男性の様々な悩みについてカウンセラーによる相談を行います。
137 自殺・うつ病の予防対策 担当課 保健予防課	【再掲】(107ページ)
138 DV・デートDV防止のための周知啓発事業 担当課 男女平等推進センター	【再掲】(107ページ)
149 新規 すずらんスマイルプロジェクト 担当課 男女平等推進センター	【再掲】(110ページ)

相談体制の充実と情報発信

現状と課題

豊島区では、子ども・若者に係る様々な悩みや困難を一人で抱え込むことの無いように、23区で初めて庁舎内に常設の子ども若者相談窓口として「アシスとしま」を設置し、運営しています。窓口では、子ども・若者及びその保護者からの様々な悩みや相談に対応するとともに、悩みを抱える当事者やその家族、子ども・若者を支援する地域団体のもとを訪問するアウトリーチ型の支援も進めており、相談者数及び支援者数は、ともに年々増加しています。しかし、令和5年度に実施したアンケート調査によると、「アシスとしま」の認知度・利用度は低く、相談窓口の広報や利用促進が課題となっています。

また、福祉課題が多様化、複雑化する中、従来の対象者別の相談支援では対応が困難なケースが増えており、支援を必要とする人に対してより一層きめ細やかな支援を行う必要が高まっています。

方向性

「アシスとしま」をはじめとして、子どもの発達、心身の健康、多様な性など、個別の問題に関する相談窓口も設置し、重層的に支援を進めていきます。個別の相談窓口では対応が困難な複雑・複合的なケースについては、関係各課や関係機関の連携により包括的な相談支援体制構築を図ることで対応していきます。

また、子ども・若者に関わる問題は多岐に渡っており、それらの問題に対応する支援機関も多様であるため、当事者やその家族にとっては、自分の抱えている悩みをどの支援機関に相談すれば良いのかわからないということもありえます。相談者に必要な窓口や支援情報が届くよう、支援機関の対応力を強化し、併せて相談に係る情報を発信していきます。

計画の進捗を測る指標

指標名	現状		目指す方向性(令和11年度)
不安に思うことや困っていることを相談でき、虐待や体罰、いじめなどにあったときは助けを求めることができると回答した割合	令和5年度	- 保護者 53.6% - 高校生 82.4% - 若者 75.7%	↑
困ったり悩んだりしたときに相談窓口を利用したくないと回答した割合	令和5年度	- 小学生 47.7% - 中高生 62.0% - 若者 9.3%	↓
上記の理由として、相談しても解決できないと思うからと回答した割合	令和5年度	- 小学生 35.0% - 中高生 58.8% - 若者 69.2%	↓
悩みやこまりごとなどを相談できる場所(なやミミフリーダイアル、アシスとしまなど)の認知度	令和5年度	- 小学生 68.1% - 中高生 48.2% - 若者 15.4%	↑

根拠：計画策定のためのアンケート調査

具体的な取組

1 相談体制の充実と情報発信

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
39 子ども若者総合相談事業(アシスとしま)【再掲】 担当課 子ども若者課	様々な困難を有する子ども・若者や家族への情報提供及び支援の実施により、問題の重篤化防止や状況改善を図ります。	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施します。 相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へ繋げていきます。
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
登録相談者数	441人	400人
支援回数	2,623回	2,500回

● 計画事業

事業名	事業目標
32 子育て訪問相談事業 担当課 子ども家庭支援センター	【再掲】(80ページ)
35 スクールカウンセラー事業 担当課 指導課 教育センター	【再掲】(80ページ)
37 新規 「としま子どもの権利相談室」(愛称:ふくろう相談室)の運営 担当課 子ども若者課	【再掲】(80ページ)
40 子どもに関する相談事業 担当課 子ども家庭支援センター	【再掲】(82ページ)
41 子どもからの専用電話相談(なやミミフリーダイヤル) 担当課 子ども家庭支援センター	【再掲】(82ページ)
42 子ども家庭女性相談事業 担当課 子育て支援課	【再掲】(82ページ)
61 東部・西部子ども家庭支援センター事業 担当課 子ども家庭支援センター	【再掲】(88ページ)

事業名	事業目標
70 子育て支援総合相談事業 担当課 子育て支援課	【再掲】(89ページ)
63 マイほいくえん事業 担当課 保育課	【再掲】(88ページ)
77 乳幼児健全育成相談事業 担当課 保育課	【再掲】(91ページ)
149 新規 すずらんスマイルプロジェクト 担当課 男女平等推進センター	【再掲】(110ページ)
152 教育相談 担当課 教育センター	【再掲】(115ページ)
153 発達支援相談事業 担当課 子ども家庭支援センター	【再掲】(115ページ)
156 発達障害者相談窓口 担当課 障害福祉課	【再掲】(115ページ)
158 巡回子育て発達相談事業 担当課 子ども家庭支援センター	【再掲】(116ページ)
180 更生保護サポートセンターの運営支援 担当課 子ども若者課	【再掲】(119ページ)
181 女性の専門相談 担当課 男女平等推進センター	【再掲】(120ページ)

計画の基本的な
考え方

子ども・若者と家庭を
取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・
子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

事業名	事業目標
184 新規 にじいろ相談ダイヤル 担当課 男女平等推進センター	【再掲】(120ページ)
185 新規 男性専門相談ダイヤル 担当課 男女平等推進センター	
186 福祉包括化推進会議の設置 担当課 福祉総務課	複雑化・複合化する福祉ニーズに対してきめ細かく対応するため、福祉・健康・子ども・住宅・教育に関する部署等に福祉包括化推進員を配置し、定期的な会議体を設けて庁内連携を推進し、包括的な支援を実施していきます。
187 精神保健福祉相談 担当課 健康推進課 長崎健康相談所	
188 消費生活相談事業 担当課 産業振興課	契約上のトラブル、悪質商法による被害等の相談を受けます。ヤミ金・サラ金などの多重債務に関することは、状況により弁護士の法律相談を案内します。
189 子ども・若者及びその家族への支援情報の提供 担当課 子ども若者課	
190 子ども・若者支援者への情報提供 担当課 子ども若者課	子ども・若者支援に関わる区民、関係機関や職員等に対し、困難を有する子ども・若者の構造や背景を理解するための研修や講演会を開催し、支援に必要な情報提供を行います。
172 新規 医療的ケア児相談窓口 担当課 障害福祉課	

コラム 22: 子ども若者総合相談 アシスとしま

子ども若者総合相談事業(通称:アシスとしま)は、さまざまな困難を抱える子どもおよび概ね39歳までの若者やその家族を対象に、相談支援を行う窓口です。

人間関係の悩み、職場や学校での困りごと、生きづらさなど、さまざまな相談に対応しています。

複雑で多岐にわたる相談に応えるため、関係機関と連携し、適切な支援につなげるとともに、「どこに相談すればよいかわからない」「周囲に助けてくれる大人がいない」といった子ども・若者からの相談も幅広く受け付けています。

また、自ら大人に支援を求めることが困難、あるいは支援が必要な状況にありながら発見されない子どもが多く存在するため、「中高生センタージャンプ」に足を運び、子どもたちと過ごす時間を作るなど、アウトリーチ活動を強化しています。

併せて、子どもたちがタブレット端末を使って匿名で相談できる環境を整えることで、些細な会話からでも、生きづらさや虐待といった問題を早期に発見し、必要に応じて関係機関と連携して適切な支援につなげています。

豊島区では、子ども若者支援、保健、福祉などの各分野において、相談者が抱える悩みが複合化している場合、相談を受けた窓口が一旦話を受け止めた上で、適切な相談先と連携する包括的な支援体制を構築しています。

関係する部署が複数にまたがるほど相談内容が複雑化している場合にも、福祉、子ども、住宅、保健、教育などの各分野や社会福祉協議会で構成される「福祉包括化推進部会」が開催されるなど、分野横断的な支援が可能な体制が整えられています。

アシスとしまにおいても、該当する相談があった場合には、この部会を積極的に活用し、支援を進めています。

さらに、支援者同士の情報交換やネットワーク構築、地域への啓発などを目的としたイベントやネットワーク会議を定期的に行うことで、支援の輪を広げる独自の取り組みも進めています。



取組の方向性

1

区民・地域・企業等との連携・協働

現状と課題

区民であり、社会の一員である子ども・若者は、専門的な知識やノウハウを有する者だけでなく、日常生活の中で接する機会がある地域の区民や事業者等とのつながりの中で成長していきます。

豊島区には、子ども・若者の成長を見守り、ともに活動し、必要に応じて関係機関とのコーディネートを行うことを仕事とする民生委員・児童委員、青少年育成委員、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)がいます。

また、令和3年7月には、「子どもたちのために役立ててほしい」、「子どもたちの今や未来が豊かなものとなるように体験や交流などの機会を提供したい」等の声とともにいただいた個人や企業等からの寄附金を積み立てる「としま子ども若者応援基金」を創設し、困難を抱えた子ども・若者や家庭への支援事業を開始するとともに、体験型支援である「コト支援」や食料品等を提供する「モノ支援」と併せて、「子ども若者応援プロジェクト」を開始しました。これら子ども・若者のパートナーとともに、強みを活かしあえるような関係性を構築していくことが重要です。

方向性

民生委員・児童委員や青少年育成委員、地域のボランティア団体等が、地域で子ども・若者やその家族とともに取組を支援し、地域人材を確保・育成していきます。また、行政と区民、地域団体、大学等、様々な主体が連携・協働するとともに、地域で様々な活動をしている団体のネットワーク化を進めることで、地域・社会全体で子ども・若者を見守り、ともに成長していけるまちづくりを推進します。

計画の進捗を測る指標

指標名	現状		目指す方向性(令和11年度)
地域における子育て支援や見守り活動が活発に行われていると思う保護者の割合	令和5年度	- 就学前 45.4% - 小学生 51.1% - 中高生 46.0%	
職業生活と家庭生活を両立するための支援が行われていると思う保護者の割合	令和5年度	- 就学前 44.3% - 小学生 37.1% - 中高生 38.3%	

根拠：計画策定のためのアンケート調査

具体的な取組

1 地域の子ども・若者支援活動、子育て支援活動への支援

● 計画事業

事業名	事業目標
191 スポーツ推進委員事業	スポーツ・レクリエーションの普及・振興のため、地域におけるスポーツ活動の指導・助言と、区のスポーツ・レクリエーション関係事業「としまスポーツまつり」や「ハイキング」など子どもから高齢者まで楽しく参加できるイベントを企画・運営します。また、スポーツを通じた地域コミュニティの場として、区内1か所で総合型地域スポーツクラブの活動を展開します。
担当課 生涯学習・スポーツ課	
192 民生委員・児童委員事業	乳幼児や児童のいる家庭の生活を常に見守り、その生活状況の把握に努めるとともに、必要に応じ相談・支援を行います。ケースによっては、区対し的確な情報提供を行い、望ましい福祉サービスにつなげるための活動を展開します。また、児童虐待など子どもの権利が不当に侵害されているケースなどについては、関係機関との適切な連携により、その解決に協力します。
担当課 福祉総務課	
193 青少年育成委員会支援事業	各地区青少年育成委員会は、独自に地域の実情に応じた形でイベントを開催し、青少年の健全育成と地域の親睦を深める活動をしています。区は各地区が行う健全育成事業に対する補助金の支出、連合会に対する補助金の支出、「としまのいくせい」の作成、委員の資質向上のための研修会を実施します。
担当課 子ども若者課	
194 コミュニティソーシャルワーク事業	区内8か所の区民ひろばに各2名常駐しているコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が、地域福祉を推進するコーディネーターとして、①個別支援・地域支援を通じた地域づくり、②年齢や属性などを問わず区民の困りごとを受け止め、伴走しながらサポートを行う「暮らしの何でも相談」、③区民や地域団体等が主体的に参画する小地域でのネットワークづくり等の支援を行います。
担当課 福祉総務課	
195 地域福祉サポーターの養成と推進	地域の中で不安や悩みを抱えた人たちに気づいた時に、声をかけたり関係機関につなげたりするなどの活動を行う、地域の小さなアンテナ役「地域福祉サポーター」を養成します。
担当課 社会福祉協議会	
196 地域活動交流センター管理運営	NPO法人等の公益性のある地域活動団体の活動及び交流の拠点として、地域活動交流センターを設置し、その管理運営を行います。
担当課 区民活動推進課	

2 区民や地域団体、大学との連携・協働及び地域ネットワークの形成

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
197 子ども若者支援ネットワーク「ここにいるよ」	子ども・若者支援に関わる活動団体や行政で包括的・横断的な支援ネットワークを構築し、支援に関する情報交換や支援者の質の向上に取り組みます。	子ども・若者支援に関わる多分野の団体や区民に対して、専門知識などの研修会や情報交換の機会となるイベントなどを実施します。
担当課 子ども若者課		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
ネットワークイベント参加者数	127人(2回/年)	80人(1回/年)

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

● 計画事業

事業名		事業目標
14	子ども食堂ネットワーク	【再掲】(74ページ)
担当課	子ども若者課	
25	としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」	【再掲】(76ページ)
担当課	福祉総務課(自立支援担当課)	
198	新規 としま子ども若者応援プロジェクト	地域の方々等からいただいた寄付金を活用した支援事業や、企業・団体等からの「コト・モノ支援」を通じて、子ども・若者や子育て家庭を支援します。
担当課	子ども若者課	
199	子ども若者支援ネットワークの構築(子ども・若者支援地域協議会)	社会生活を営むうえでの困難を有する子どもや若者に対し、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることにより、効果的かつ円滑な実施を図ることを目的に、豊島区子ども若者支援地域協議会を運営し、ネットワーク形成を行います。
担当課	子ども若者課	
200	豊島区子育てネットワーク会議	同じ地区の子育てに関わる施設が情報交換を行い、地域の子育て家庭を見守っていきます。地区ごとに、定期的に会議を開催して、情報共有・意見交換を行っています。
担当課	子ども家庭支援センター	
201	中小規模公園活用プロジェクト	地域に点在する十分に活用されていない中小規模公園について、子育て世代をはじめとした利用者ニーズや地域・周辺環境に合わせた新たな公民連携による活用方法を地域とともに検討・検証し、地域コミュニティの場や地域課題解決の場として、まちや人と「ともに育つ公園」を目指します。
担当課	公園緑地課	
202	地域・大学連携事業	学校と区内大学や地域の企業、特技を有する個人等との連携を進めて教育活動を活性化します。また、教員を志望する学生を指導補助者として受け入れ、学生が教育現場を体験する機会を創出します。
担当課	指導課	
203	新規 特色ある学校づくり事業	学校、保護者、地域の方々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることのできるコミュニティ・スクールの導入を推進し、地域全体で子どもたちを育てる環境を整備します。
担当課	指導課(学校支援担当課長)	
204	地域子ども懇談会	地域・学校・家庭・行政が連携し、子どもに関する健全育成活動や見守り活動の促進、地域の子育て力や教育力の向上を図るため、小学校区ごとに「地域子ども懇談会」を開催し、子どもに関する意見交換や情報交換を行います。
担当課	放課後対策課	

コラム 23: としま子ども・若者応援プロジェクト

「としま子ども若者応援プロジェクト」は、区民や企業の皆様等「オールとしま」によるSDGsの推進として、「支援したい人」と「支援が必要な人」を結び、地域全体で子ども・若者や子育て家庭への「支援の輪」を広げていくためのプロジェクトです。

支援者の皆様から頂いた寄付金により、ひとり親家庭への食糧支援など、困難を抱えた子ども・若者や子育て家庭への支援事業を実施しています。

また、体験・居場所の提供(コト支援)や余剰品の活用(モノ支援)により、企業の防災備蓄等の余剰品を子ども食堂へ寄附したり、豊島区内の音楽大学と連携して、子どもたちへコンサートを届ける活動も実施しています。

今後も企業・団体と連携しながら、子ども・若者や子育て家庭を支援していきます。



3 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
205 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度	企業のワーク・ライフ・バランスに対する理解を深め、働きやすい職場づくりを推進します。	区内に本社又は主たる事業所がある企業を対象に、ワーク・ライフ・バランスを積極的に推進する企業を区が認定します。認定書の授与、区ホームページで取組の紹介等を行い、認定企業は、企業が発行する印刷物等に認定マークを使用できます。
担当課 男女平等推進センター		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
認定企業数	57社	70社

● 計画事業

事業名		事業目標
206	企業・事業所への啓発事業	区内の企業・事業所に対し、働き方の見直しなどワーク・ライフ・バランスの推進に向けた情報提供・普及啓発を行います。
担当課	男女平等推進センター	
207	新規 ワーク・ライフ・バランス講座の開催	ワーク・ライフ・バランスの意義・重要性を区民・事業者が理解し取組むために、ワーク・ライフ・バランスに関する講座を開催します。
担当課	男女平等推進センター	
208	モデル事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進	職場でのワーク・ライフ・バランス及び子育て支援・両立支援を進めるために、特定事業主行動計画に基づく取組を推進していきます。
担当課	人事課	

安全・安心な社会環境の整備

現状と課題

豊島区では、子どものけが・事故予防、児童虐待防止、学校の安全(セーフスクール)など10項目をセーフコミュニティの重点課題として対策委員会を設置し、地域全体で安全対策を推進しています。また、地球温暖化や自然の変動により気象災害の発生頻度が高まる傾向となっています。子ども・若者が熱中症や地震等への被災といったリスクへ適切に対処できるように、日ごろから準備しておく必要があります。

子ども・若者に対する有害環境への対策も重要です。豊島区では、これまで不健全図書などの有害環境に対する取組を進めてきましたが、近年では青少年のネット依存が問題となっています。インターネットも含めて令和5年度に実施したアンケート調査では、いずれの保護者においても、区の子育て支援・施策に望むこととして「子どもが事故や犯罪に巻き込まれない環境整備」が多く回答されており、安全安心なまちづくりのより一層の推進が求められています。子ども・若者を取り巻く環境への対策が求められています。

また、子育てファミリー世帯向けの家賃助成など、子育てしやすい環境整備や子育て世帯の住環境の向上に取り組んできました。

方向性

子ども・若者にとって有害な環境に対する対策や、防犯や事故予防のための取組を推進することで、子ども・若者の生命や健康を保護し、かつ、安全安心な環境を整備します。また、子育て世帯にとって安心できるまちづくりを推進するため、子育て世帯向けの良質な住宅の供給誘導、子育て世帯の居住支援等、子育てしやすい環境の整備に取り組みます。取組にあたっては、学校や地域等と連携して進めていきます。

計画の進捗を測る指標

指標名	現状		目指す方向性(令和11年度)
子育てを視野に入れた住宅対策や道路・施設整備が行われていると思う保護者の割合	令和5年度	● 就学前 36.0% ● 小学生 30.3% ● 中高生 31.2%	
子どもと一緒に外出できる遊び場や施設等の情報が欲しい、あるいは不足していると思う保護者の割合	令和5年度	26.0%	
セーフコミュニティの認証	令和5年度	認証	認証継続

根拠:計画策定のためのアンケート調査

具体的な取組

1 子育て世帯にやさしいまちづくりの推進

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
209 子育てファミリー世帯への家賃助成事業 担当課 福祉総務課(自立支援担当課長) 住宅・マンション課	子育てファミリー世帯を区内の良質な民間賃貸住宅に誘導し、居住環境の改善及び定住化を図ります。	区内の良質な民間賃貸住宅に転居した場合に、一定の要件を満たす子育てファミリー世帯に対し、転居後の家賃と基準家賃との差額の一部を一定期間助成します。
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
家賃助成数	206件	210件

● 計画事業

事業名	事業目標
210 新規 空き家利活用事業 担当課 住宅・マンション課	空き家活用と地域コミュニティの活性化を図るため、空き家を活用したいオーナーと、その建物で地域貢献活動(多世代の交流の場、子どもの居場所となる場の運営等)を展開したい団体をマッチングするとともに、空き家の改修に必要な経費の一部を補助します。
211 新規 近居・多世代同居支援事業 担当課 住宅・マンション課	親子で支え合いながら子育てできる環境を整備するため、子育て世帯が親世帯と同居・近居する場合の住み替えにかかる費用を助成します。

2 有害環境等への対応

● 計画事業

事業名	事業目標
212 薬物乱用防止教育 担当課 指導課	医薬品の正しい使い方や危険ドラッグなどの使用防止の学習「薬物乱用防止教室」を年間指導計画に位置付け、学校薬剤師や警察と連携して年1回以上実施します。また、教員に対しても生活指導主任研修会等で、おくすり教育、薬物乱用防止教育の研修を行います。
213 情報モラル教育 担当課 指導課	情報ネットワーク社会に対応するため、タブレットPCを活用し、児童・生徒の情報活用能力を育成するとともに、情報モラル教育及び情報セキュリティ意識向上のための指導の充実を図ります。
214 不健全図書類等規制対策事業 担当課 子ども若者課	昭和60年10月に施行された「豊島区不健全図書類規制に関する条例」に基づき、地区の青少年育成委員会の協力のもとに不健全図書類等の自動販売機調査を行い、より一層の環境浄化活動を行います。

3 事故予防・防犯の推進

● 計画事業

事業名	事業目標
215 安全・安心パトロールの実施 担当課 防災危機管理課	区民の安全・安心を確保するため、区内全域を青色防犯灯付きパトロール車でパトロールします。登下校時の進路警戒の他、小学校、保育園、子どもスキップ等の施設にも立ち寄り等、見せる防犯活動を行います。
216 小学校児童の通学路安全対策の推進 担当課 学務課	通学路における子どもたちの安全対策として、各小学校の通学路に防犯カメラを更新していきます。
217 学校安全安心事業 担当課 学務課	各小学校の通学路を関係者と点検し、通学路等における子どもたちの安全を確保していきます。
218 安全・安心な学校づくり(インターナショナルセーフスクール) 担当課 指導課(学校支援担当課長)	「体のケガ」「心のケガ」の原因となる事故、いじめ、暴力などの客観的なデータを基に課題を発見し、児童、生徒の主体的な活動や学校・保護者・地域の連携・協働により予防する安全で安心な学校づくりをコミュニティ・スクール活動の中で指導します。
219 区立小学校・学童クラブの入退室管理システム 担当課 放課後対策課 学務課	区立小学校1年生から3年生及び学童クラブを利用する児童を対象として、児童の入退室を保護者に通知するシステムを用いて、児童の安全の向上を図り、保護者の安心感担保や緊急時の迅速な対応を実現します。
220 交通安全施設整備事業 担当課 道路整備課	妊産婦や子ども連れの親子が安心して外出することができるよう、また、子どもの交通事故の減少を図るため、自転車・歩行者等の安全確保と、日常生活に支障をきたさない安全対策を行います。
221 交通安全対策事業 担当課 土木管理課	春・秋の交通安全運動を中心として、年間を通じた広報・啓発活動を実施します。各種交通安全教室・講習会の実施、交通安全ビデオ・DVDの貸出し、交通安全協会活動支援などを行います。子どもや子育て世帯に対しては、特に自転車乗用のルールとマナーに対する啓発活動を行います。
222 中学校自転車安全教室(スクエアード・ストレイト授業) 担当課 土木管理課	事故の恐ろしさと交通ルールを守ることの大切さを実感させることを目的として、区立中学校において、スタントマンによる交通事故再現の様子を目の前で見ってもらう交通安全教室を警察署と協働で行います。
223 新規 自転車用ヘルメット普及啓発事業 担当課 土木管理課	自転車の転倒事故による頭部の受傷を防ぐため、自転車用ヘルメットの購入費を助成します。また、子育て世代の保護者を対象とした「交通安全研修会」を実施し、交通安全意識の向上を図ります。

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

子育て支援事業計画
第三期子ども・

計画の推進に向けて

資料編

事業名	事業目標
224 公園等防犯カメラ整備事業	地域要望等を踏まえ、必要のある場所に防犯カメラを設置することによって、安心して利用できる公園づくりを目指します。
担当課 公園緑地課	

コラム 24:公園等防犯カメラ整備事業

豊島区では現在、44か所の公園・児童遊園、公衆トイレに防犯カメラを設置しています。

公園等のトイレや利用者の多い公園に防犯カメラを設置することで、犯罪等の抑止になり、安心して公園を利用いただくことができます。

また、迷惑行為の多い公園や動物へのエサやりといった不適切な利用に対して、映像を確認し注意指導することで、近隣住民の方や地域に安心安全な環境を維持できるよう努めています。

現在、不適切利用や警察の問い合わせに素早く対応できるよう、職員がリアルタイムに公園の映像を確認できるクラウド型の防犯カメラに順次切り替えています。



4 防災意識の向上

● 計画事業

事業名	事業目標
225 新規 としまDOKI★DOKI防災フェス	楽しみながら防災について考える機会を提供し、子ども・若者一人ひとりの防災意識の向上を図ります。
担当課 防災危機管理課	
226 新規 防災授業	豊島区の防災体制の理解についての講話や授業、避難所運営ゲームなどを実施し、子ども・若者一人ひとりの防災意識の向上を図ります。
担当課 防災危機管理課	

現状と課題

子どもや若者が伝統文化や芸術に触れることは、感性や想像力を豊かにする重要な機会です。日常生活では得られない感動や刺激が、子どもや若者の成長を促し、地域文化への愛着や理解を深めることで、地域社会への参画を促進します。

豊島区には、長崎獅子舞をはじめ、多彩な地域文化が古くから育まれてきました。また、地域で長く続く祭りやイベントも数多く存在します。

令和5年度に実施したアンケート結果によると、「あなたは、豊島区郷土資料館など文化施設を使ったことがありますか」という設問に対して、「利用したことがある」と回答した子ども・若者は10.4%でした。また、「あなたは、地域の活動・イベント・ボランティア等に参加したことがありますか」という設問に対して、子ども・若者の45.2%が「参加したことがない」と回答しました。

地域の文化や芸術に触れる機会を増やす取組が求められています。

方向性

豊島区がこれまでに培ってきた文化芸術に関わる取組を活用し、地域で生活する子ども・若者が、日頃から文化芸術を身近に感じて楽しめる環境を引き続き整えていきます。

また、企業等と連携・協働することで、これまでアプローチが難しかった対象へのイベントや親子向けイベントの企画も実施します。

さらに、このような文化芸術活動の魅力を子ども・若者に伝えるために普及啓発と情報発信等の活動を進めていきます。

計画の進捗を測る指標

指標名	現状		目指す方向性(令和11年度)
文化芸術に触れる機会が「どちらかというとき多くなった」と感じている18歳以上の区民の割合	令和5年度	34.6%	

根拠: 協働のまちづくりに関する区民意識調査

具体的な取組

1 文化・芸術に親しむ環境づくり

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
227 新規 トキワ荘マンガミュージアムの運営 担当課 観光課	豊島区ゆかりのトキワ荘等のマンガ文化に触れる機会を増やすとともに、関連情報の発信によりまちの魅力を高め、マンガ・アニメを核とする地域文化の継承・発展を目指します。	トキワ荘のあった南長崎地域で「トキワ荘マンガミュージアム」を運営し、マンガ・アニメ文化の発信やマンガによるまちづくりを地域と一体となって進めます。
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
トキワ荘マンガミュージアム 及び関連施設年間来館者数	123,447人	150,000人

● 計画事業

事業名	事業目標
228 新規 文化・観光情報発信 担当課 観光課	区HPや広報紙、Instagramを通じて豊島区の文化や観光情報の発信を行います。これにより区民に対しては地元の魅力に気が付く機会を生み、また豊島区区外の方に対しては大塚や巣鴨、駒込といった池袋以外のエリアへの観光誘客を図ります。
229 トキワ荘通りお休み処の運営 担当課 観光課	トキワ荘のあったまちの散策拠点である「トキワ荘通りお休み処」を運営します。トキワ荘の部屋の再現等のほか、休憩スペースも設け、トキワ荘マンガミュージアムと連携してまちの魅力を発信します。
230 芸術文化劇場の運営と文化芸術発信事業 担当課 文化企画課	芸術文化劇場(東京建物 Brillia HALL)の管理運営を行い、魅力的な公演を上演することで、区民に良質な芸術文化を鑑賞する機会を提供するとともに、芸術文化により地域のにぎわいを創出します。
231 新規 あうるすぽっとの運営と文化の発信事業 担当課 文化企画課	舞台芸術交流センター(あうるすぽっと)において、舞台芸術公演、各種講座・ワークショップ等の事業を実施し、芸術文化を通して多様な人々が集い交流する機会を提供します。
232 池袋西口公園野外劇場管理運営事業 担当課 文化企画課	本格的な舞台、ダンス、クラシックなどの音楽会等ができる野外劇場として池袋西口公園野外劇場(GLOBAL RING THEATRE)を整備・運営し、良質な文化の発信やまちの賑わいの創出を図ります。
233 池袋モンパルナス回遊美術館事業 担当課 文化事業課	「街のどこもが美術館」をコンセプトに、かつて「池袋モンパルナス」と呼ばれた池袋西口、長崎、千早地域だけでなく、豊島区全域に拡大し、美術作家から小学生等までの多彩な作品を展示します。
234 新規 熊谷守一美術館の管理・運営 担当課 文化事業課	画家熊谷守一の作品を展示する区立美術館を運営し、区民等が芸術に触れる機会を提供します。

事業名	事業目標
235 障害者文化活動推進事業	文化芸術活動を通じた障害者の社会参加促進と、区民の障害者美術に対する理解を深めるため、豊島区障害者美術展「ときめき想造展」、庁舎まるごとミュージアム、障害者アート教室などを開催します。また、民間事業者と連携し、まちかど回遊美術館、Echika池袋ギャラリーなどの展示に参加します。
担当課 障害福祉課	

計画の基本的な
考え方

子ども・若者と家庭を
取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・
子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編



第4章

第三期子ども・ 子育て支援事業計画

【1】第三期子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援事業計画は、平成27年度より子ども・子育て支援法により義務づけられた、5年間の計画期間における幼児期の教育・保育、地域の子育て支援についての「量の見込み」、「提供体制の確保の内容及びその実施時期」等を示した計画です。

現行の「子ども・子育て支援事業計画(第二期)」が令和6年度で計画期間を終えるため、新たな計画を策定する必要があります。豊島区では、令和5年11月に実施した子育て世帯に対するニーズ調査結果を踏まえ、「豊島区子ども・子育て会議」において議論を行い、第三期の計画を策定しました。

第三期の計画期間は、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)です。計画の策定に当たっては、令和5年11月に子育て世帯に対するアンケート調査を実施しました。その結果をもとに、5年の計画期間における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを設定し、区の現状や将来的な事業提供の見込み等を踏まえた上で、具体的な教育・保育の提供方針としての「確保の内容」を定めています。

すべての子育て家庭に対して、身近な地域で、質の高い教育・保育、子育て支援サービスを提供できるよう、①乳幼児期の教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質の向上、③地域の子ども・子育て支援の充実をめざし、各事業の見込み量や確保方策を定めることで、子ども自身の成長を等しく保障するとともに、保護者への支援を推進します。



【 2 】 教育・保育施設の状況

1 教育・保育施設の状況

区内には、令和6年4月現在、区立・私立合わせて18園の幼稚園があります。保育施設は、区立・私立合わせて93園の認可保育所のほか、区の認可事業である小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業があります。また、認可外保育施設として、認証保育所や臨時保育所があります。

認定こども園は、私立の幼稚園型が1園となっています。

【幼稚園】

(令和6年4月現在)

施設区分	施設数	定員
私立幼稚園	15	1,824
区立幼稚園	3	180
計	18	2,004

【認定こども園】

施設区分	施設数	定員	
		教育利用	保育利用
幼稚園型	1	60	10

【認可保育所】

施設区分	施設数	定員
公設公営	16	1,652
公設民営	2	215
私立	75	4,843
計	93	6,710

【地域型保育事業】

施設区分	施設数	定員
小規模保育事業	16	204
家庭的保育事業	2	10
居宅訪問型保育事業	4	— *事業者数
計	22	214

【認可外保育事業】

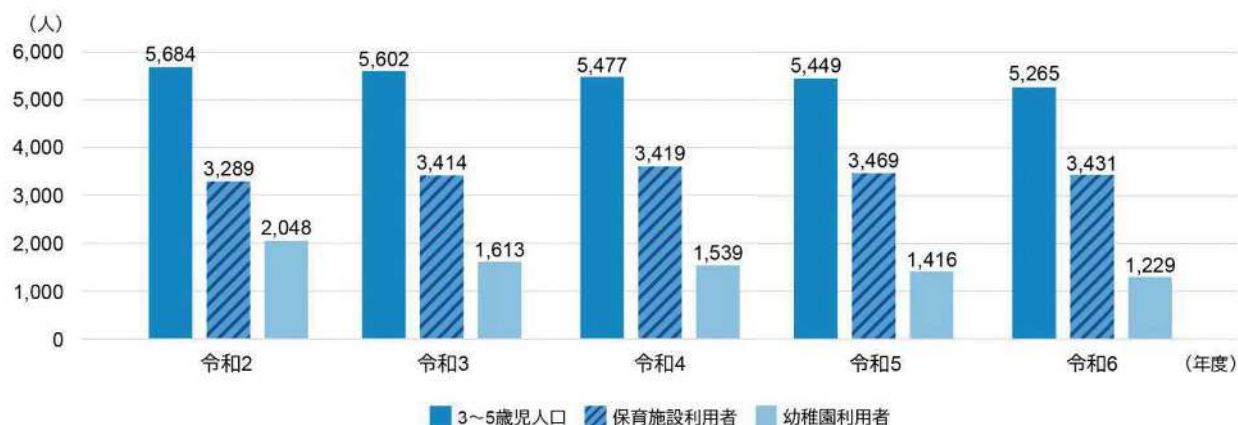
施設区分	施設数	定員
認証保育所	5	141
臨時保育所	1	21
計	6	162

2

幼稚園及び保育園の利用状況の推移

過去5年間の区内在住の未就学児童(0～5歳児)の人口は、全年齢で減少傾向にあります。また、幼稚園利用者は減少傾向にあり、保育施設利用者については、人数は横ばいです。

3～5歳児の幼稚園・保育施設利用者の推移



*人口は各年4月1日住民基本台帳による。

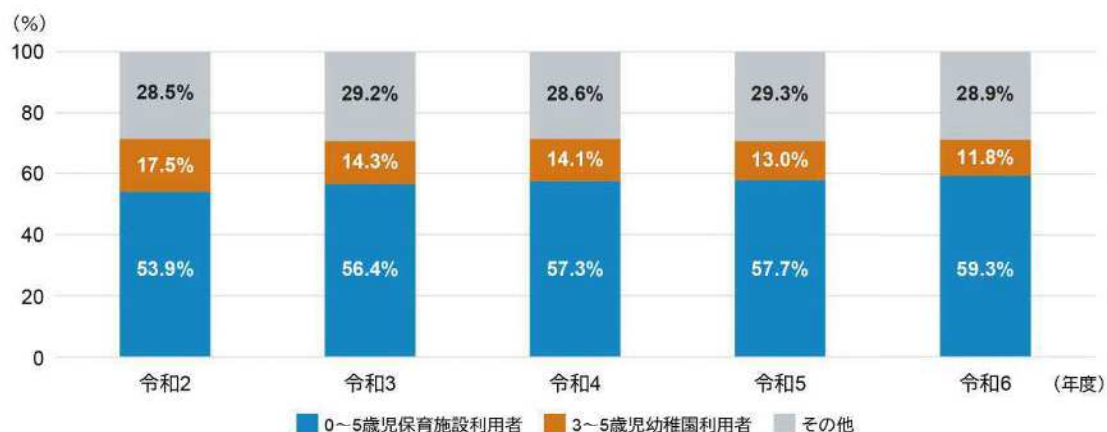
保育施設利用者は各年4月1日、認定こども園2号認定を含む、区外施設利用者を含む。

幼稚園利用者は各年5月1日、認定こども園1号認定を含む、区外施設利用者を含む。

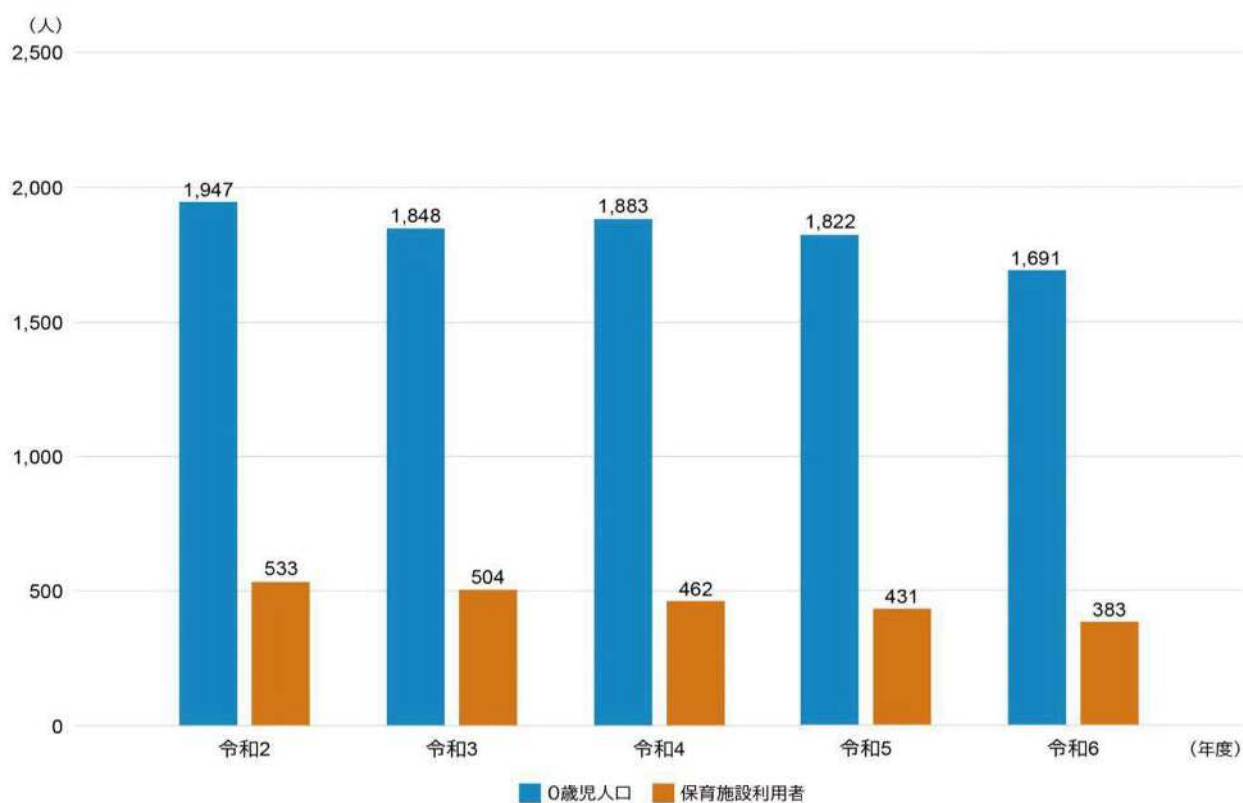
幼稚園・保育園の利用割合推移は以下の通りです。令和2年度と令和6年度を比較すると、幼稚園利用者の割合が5.7ポイント減少、保育施設利用者の割合が5.4ポイント増加しています。保育施設利用者の割合は、0歳児は減少傾向にありますが、ほかの年齢では増加傾向にあります。

待機児童は、令和2年度以降、継続して0人を達成しています。

幼稚園・保育園の利用割合の推移



0歳児の保育施設利用者(3号認定)の推移

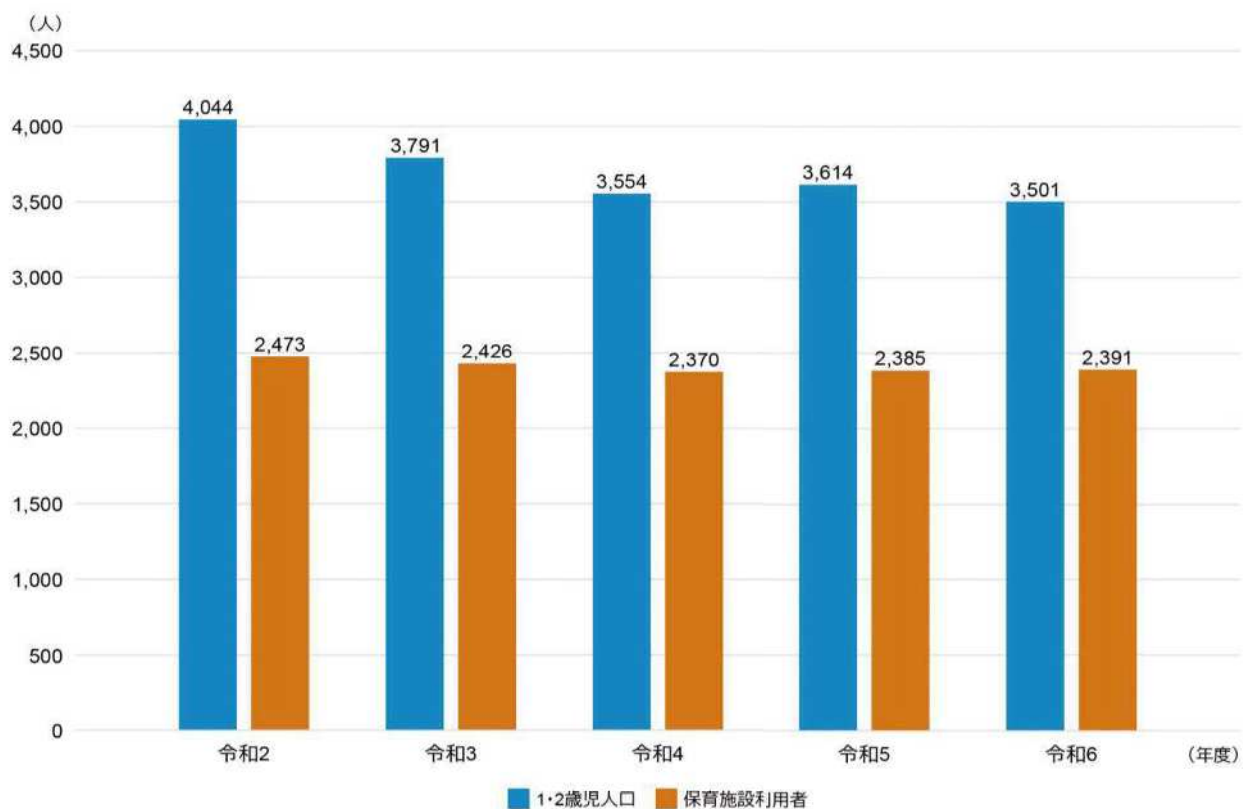


計画の基本的な
考え方

子ども・若者と家庭を
取り巻く状況

施策の方向

1・2歳児の保育施設利用者(3号認定)の推移



第三期子ども・
子育て支援戦略
の推進

計画の推進に向けて

資料編

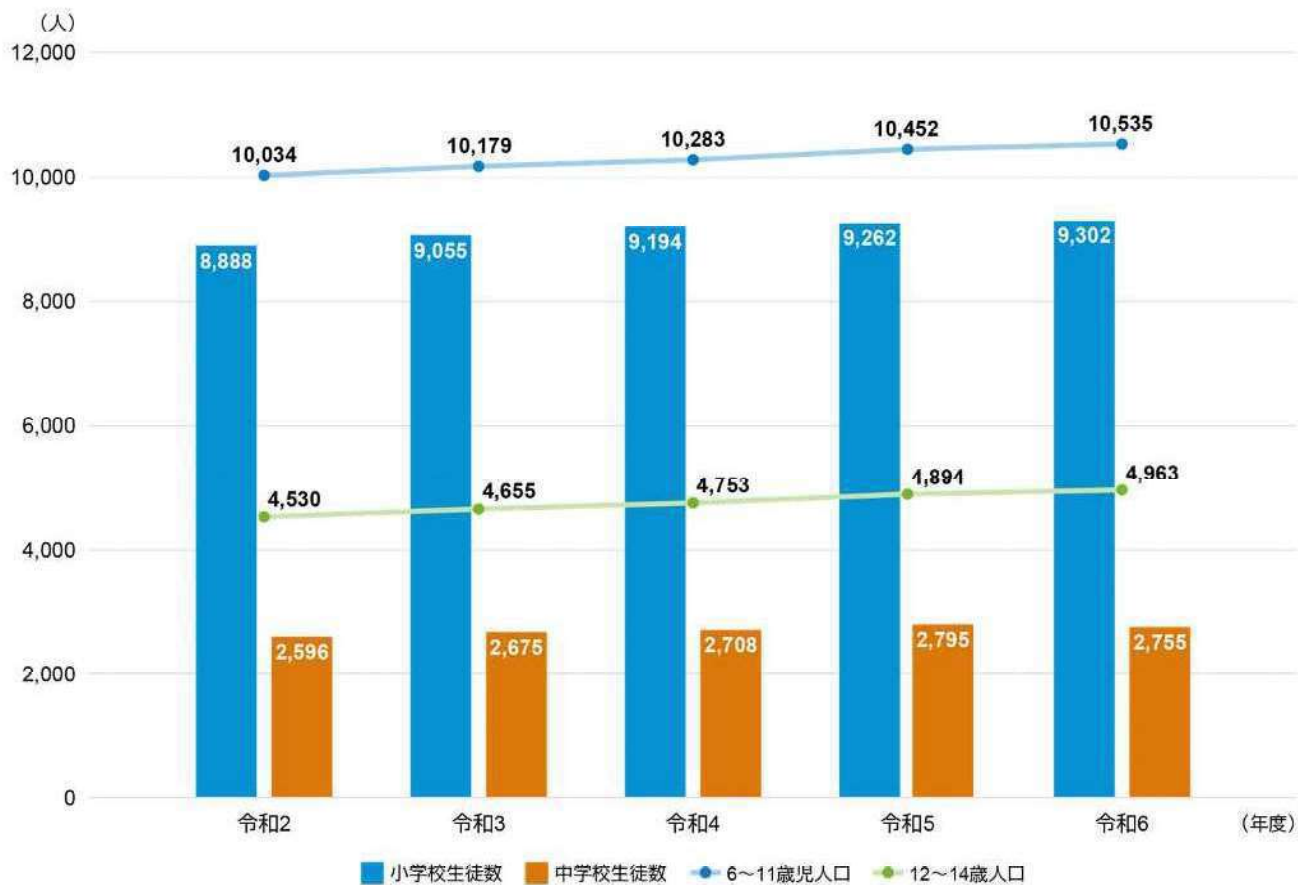
*各年4月1日(人口は住民基本台帳による。)認定こども園2号を含む、区外施設利用者を含む。

3

区立小中学校の児童・生徒数の推移

区における6歳から11歳人口は増加傾向にあり、小学校児童数も増加しています。12～14歳人口も増加傾向ですが、区立中学校の生徒数は、令和2年度から6年度にかけて概ね横ばいで推移しています

6～14歳人口及び区立小学校児童数・中学校生徒数の推移



*人口は各年4月1日住民基本台帳による、児童・生徒数は各年5月1日

3 子ども・子育て支援事業計画の体系

1

子ども・子育て支援制度に基づく給付・事業

計画事業は、大きく以下の4つに分かれます。



◇教育・保育給付

● 施設型給付

都道府県が認可する教育・保育施設(認定こども園、新制度移行幼稚園、保育所)が対象となり、以下の給付が基本になります。

- ・満3歳以上の子どもに対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- ・満3歳未満の子どもの保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

● 地域型保育給付

区が認可する地域型保育事業への給付、主に満3歳未満の乳児・幼児が対象です。

- ・小規模保育:小規模な環境(定員6人～19人)で保育を実施する事業
- ・家庭的保育:家庭的な雰囲気のもと、少人数(定員5人以下)で保育を実施する事業
- ・居宅訪問型保育:保育を必要とする乳児・幼児の居宅において保育を実施する事業
- ・事業所内保育:事業所内の施設などで、従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもに保育を実施する事業

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

● 保育の必要性の認定区分

教育・保育給付については、保護者の申請を受けた市区町村が子どもの年齢や保育の必要性の状況を鑑みて、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなっています。

区分			利用施設
1号認定	3～5歳	幼稚園等での教育を希望	認定こども園、幼稚園
2号認定		保育の必要性があり、保育所等での保育を希望	認定こども園、保育所、(幼稚園*)
3号認定	0～2歳		認定こども園、保育所、地域型保育事業

*預かり保育等と併せて利用

◇ 施設等利用給付

幼児教育・保育の無償化の開始に伴い創設された給付制度です。下記の対象施設等を利用した場合に、かかった利用料について一定の給付があります。幼稚園等の預かり保育料並びに認可外保育施設等の利用料の給付を受けるためには、保育の必要性の認定(施設等利用給付認定第2号・第3号)が必要です。

● 給付の対象

幼稚園(新制度未移行園)の保育料、幼稚園等(新制度移行園及び未移行園)の預かり保育料、認可外保育施設等(一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業)の利用料

※対象施設は、区市町村から「施設等利用給付の対象施設である確認」を受けた施設等です。

◇ 妊婦のための支援給付

妊娠届出をした妊婦に5万円を支給し、出産後に子ども1人につき5万円を支給します。⑨妊婦等包括相談支援事業と効果的に組み合わせることで、総合的な支援を行います。

◇ 地域子ども・子育て支援事業

すべての子育て家庭を支援する事業です。保育の必要性にかかわらず、ご家庭で子育てしている保護者も利用できます。

【 4 】 教育・保育の提供区域の設定

- 「量の見込み」と「確保の内容」を設定する単位として、各自治体において「教育・保育の提供区域（以下「提供区域」）」を定めることとしています。提供区域の設定に際しては、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、その他の条件を総合的に勘案することとされています。
- 豊島区においては、児童人口の推計や区内の施設整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育、時間外保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、こども誰でも通園制度についてはJR埼京線により東西に二分される区域を、その他の地域子ども・子育て支援事業については区全域を一つの提供区域として設定することとします。
- この提供区域により、各施設や事業等の利用を制限するものではありません。



計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

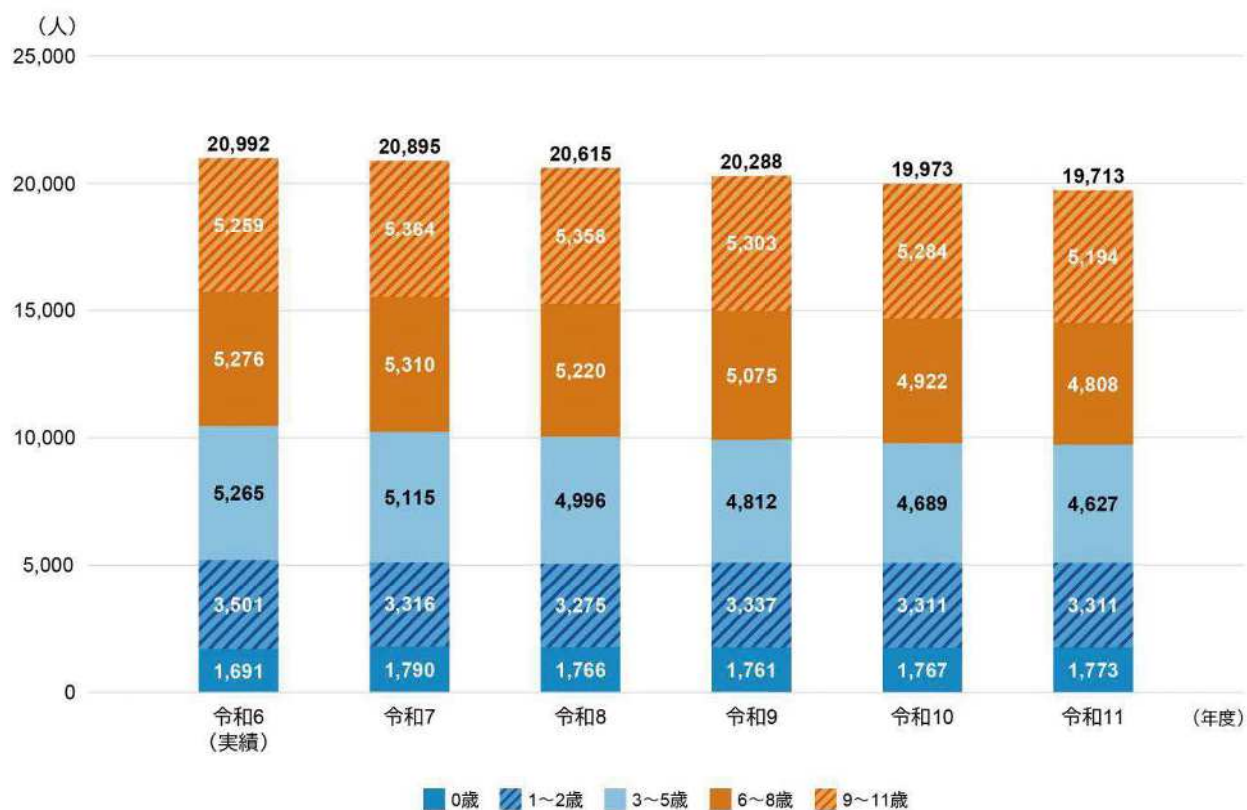
資料編

【5】 児童人口の推移見込み

● 児童人口の推移見込み計算方法

令和6年4月1日の住民基本台帳(外国人を除く)を基準として、コーホート要因法により推計しました。

外国人については、日本人の推計がされたのち、外国人比率(東部・西部・男女別年齢別)により推計しました。



【 6 】 量の見込みと提供体制の確保方策

1

教育・保育

計画期間における幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策は、保育の必要性の認定区分(1～3号)ごとに定めます。

● 量の見込みの算出方法

量の見込みの算出に当たっては、国の示す「量の見込み」算出のための手引きに基づき、子育て支援ニーズ調査結果及び児童人口の推移見込みから算出しました。なお、0歳児の見込みについては、利用実績等を踏まえ補正を行いました。

● 計画期間の確保方策

幼稚園、認定こども園については、地域ごとの偏在や需給の不均衡が発生した場合など状況に応じて解決策を検討します。

保育所については、区全体では必要な保育定員を確保できていることから、当面の間は新しい認可保育所の整備は行わない方針とします。区立保育園では、地域の保育需要に対応した定員調整を実施するとともに、私立保育園や地域型保育事業所と連携して、必要な保育定員の確保や定員の適正化に取り組みます。

また、地域の保育需要に大きく影響する大規模マンションの竣工やまちづくりの進展等にあわせた対策として、既存施設において保育定員の確保に取り組むとともに、新しい認可保育所を整備するなど局地的な保育需要の増加に対応します。



1 満3歳以上で幼稚園及び認定こども園を利用(1号認定)

(2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い方を含む。)

(単位:人)

区全域		令和6年度 実績		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望
①需要量の見込み		1,574	308	1,325	292	1,294	285	1,247	274	1,214	268	1,199	264
②確保方策	特定教育・保育施設	390		510		510		510		510		510	
	確認を受けない幼稚園*	1,218		1,098		1,098		1,098		1,098		1,098	
	幼稚園及び長時間・通年の預かり保育(再掲)	-	453	-	453	-	453	-	453	-	453	-	453
	他区市町村の幼稚園・認定こども園	329		329		329		329		329		329	
	計	1,937		1,937		1,937		1,937		1,937		1,937	
過不足②-①		55		320		358		416		455		474	

● 提供区域別

東部地域		令和6年度 実績		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望
①需要量の見込み		819	161	720	159	713	157	699	154	680	150	667	147
②確保方策	特定教育・保育施設	60		60		60		60		60		60	
	確認を受けない幼稚園*	649		649		649		649		649		649	
	幼稚園及び長時間・通年の預かり保育(再掲)	-	249	-	249	-	249	-	249	-	249	-	249
	他区市町村の幼稚園・認定こども園	187		187		187		187		187		187	
	計	896		896		896		896		896		896	
過不足②-①		-84		17		26		43		66		82	

西部地域		令和6年度 実績		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望
①需要量の見込み		755	147	605	133	581	128	548	120	534	118	532	117
②確保方策	特定教育・保育施設	330		450		450		450		450		450	
	確認を受けない幼稚園*	569		449		449		449		449		449	
	幼稚園及び長時間・通年の預かり保育(再掲)	-	204	-	204	-	204	-	204	-	204	-	204
	他区市町村の幼稚園・認定こども園	142		142		142		142		142		142	
	計	1,041		1,041		1,041		1,041		1,041		1,041	
過不足②-①		138		303		332		373		389		392	

* 確認を受けない幼稚園…新制度に移行していない幼稚園

② 満3歳以上で保育所及び認定こども園を利用(2号認定)

(単位:人)

区全域	令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	3,433	3,706	3,619	3,488	3,397	3,352
②確保方策	特定教育・保育施設	3,717	3,735	3,735	3,807	3,807
	企業主導型保育施設	26	26	26	26	26
	認可外保育施設	44	39	39	39	39
	計	3,787	3,800	3,800	3,872	3,872
過不足②ー①	354	94	181	384	475	520
③整備計画		認可保育所 定員変更 東部1施設 (18人)		認可保育所 新設 東部2施設 (72人)		

● 提供区域別

東部地域	令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	1,787	2,014	1,995	1,995	1,904	1,865
②確保方策	特定教育・保育施設	2,014	2,032	2,104	2,104	2,104
	企業主導型保育施設	11	11	11	11	11
	認可外保育施設	4	4	4	4	4
	計	2,029	2,047	2,119	2,119	2,119
過不足②ー①	242	33	52	164	215	254

西部地域	令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	1,646	1,692	1,624	1,533	1,493	1,487
②確保方策	特定教育・保育施設	1,703	1,703	1,703	1,703	1,703
	企業主導型保育施設	15	15	15	15	15
	認可外保育施設	40	35	35	35	35
	計	1,758	1,753	1,753	1,753	1,753
過不足②ー①	112	61	129	220	260	266

計画の基本的な
考え方

子ども・若者と家庭を
取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・
子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

③ 満3歳未満で保育所、認定こども園及び地域型保育を利用(3号認定)

(単位:人)

区全域		令和6年度 実績		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳
①需要量の見込み		2,432	387	2,361	462	2,351	456	2,388	454	2,371	456	2,371	457
②確保 方策	特定教育・保育施設	2,372	631	2,362	631	2,338	625	2,386	625	2,386	625	2,386	625
	地域型保育事業	173	41	173	41	173	41	173	41	173	41	173	41
	企業主導型保育施設	119	40	119	40	119	40	119	40	119	40	119	40
	認可外保育施設	96	43	76	26	76	26	76	26	76	26	76	26
	計	2,760	755	2,730	738	2,706	732	2,754	732	2,754	732	2,754	732
過不足②―①		328	368	369	276	355	276	366	278	383	276	383	275
③整備計画				認可保育所 定員変更 東部1施設 (10人)				認可保育所 新設 東部2施設 (48人)					

● 提供区域別

東部地域		令和6年度 実績		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳
①需要量の見込み		1,326	228	1,331	251	1,311	245	1,300	244	1,285	245	1,285	246
②確保 方策	特定教育・保育施設	1,268	331	1,278	331	1,254	325	1,302	325	1,302	325	1,302	325
	地域型保育事業	91	22	91	22	91	22	91	22	91	22	91	22
	企業主導型保育施設	59	19	59	19	59	19	59	19	59	19	59	19
	認可外保育施設	50	17	48	17	48	17	48	17	48	17	48	17
	計	1,468	389	1,476	389	1,452	383	1,500	383	1,500	383	1,500	383
過不足②―①		142	161	145	138	141	138	200	139	215	138	215	137

西部地域		令和6年度 実績		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳
①需要量の見込み		1,106	159	1,030	211	1,040	211	1,088	210	1,086	211	1,086	211
②確保 方策	特定教育・保育施設	1,104	300	1,084	300	1,084	300	1,084	300	1,084	300	1,084	300
	地域型保育事業	82	19	82	19	82	19	82	19	82	19	82	19
	企業主導型保育施設	60	21	60	21	60	21	60	21	60	21	60	21
	認可外保育施設	46	26	28	9	28	9	28	9	28	9	28	9
	計	1,292	366	1,254	349	1,254	349	1,254	349	1,254	349	1,254	349
過不足②―①		186	207	224	138	214	138	166	139	168	138	168	138

◇ 3号認定の保育利用率

(単位:人)

区全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3号認定利用定員数 (確保方策)	3,468	3,438	3,486	3,486	3,486
0-2歳推計人口	5,106	5,041	5,098	5,078	5,084
保育利用率	67.9%	68.2%	68.4%	68.6%	68.6%

● 提供区域別

東部地域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3号認定利用定員数 (確保方策)	1,865	1,835	1,883	1,883	1,883
0-2歳推計人口	2,838	2,781	2,764	2,744	2,750
保育利用率	65.7%	66.0%	68.1%	68.6%	68.5%

西部地域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3号認定利用定員数 (確保方策)	1,603	1,603	1,603	1,603	1,603
0-2歳推計人口	2,268	2,260	2,334	2,334	2,334
保育利用率	70.7%	70.9%	68.7%	68.7%	68.7%

計画の基本的な
考え方

子ども・若者と家庭を
取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・
子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

2

地域子ども・子育て支援事業

量の見込みと確保方策

量の見込みの算出に当たっては、国の示す「量の見込み」算出のための手引きに基づき、子育て支援ニーズ調査結果及び児童人口の推移見込みから算出しました。なお、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業については、利用率等を踏まえ補正を行いました。

利用者支援事業、時間外保育事業、放課後対策事業、乳児家庭全戸訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業、病児病後児保育事業、妊婦健康診査については、ニーズ調査によらず国の指針を踏まえて算出しました。

① 利用者支援事業

事業概要

子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、保育・教育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

●特定型

保育課窓口で保育等に関する情報提供及び総合支援を実施

●こども家庭センター型

東西子ども家庭支援センター、健康推進課、長崎健康相談所、子育てインフォメーションで、必要に応じてサポートプランを作成、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない相談支援を実施

量の見込みと確保方策

施設それぞれが特徴を生かした相談支援を実施するとともに、相互に連携し、関係機関との連絡調整を図っています。令和6年度より「こども家庭センター型」体制を構築したことで、個々のニーズに応じた情報提供及び相談支援を実施しています。

(単位:か所)

区全域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	4	6	6	6	6	6
②確保 方策	基本型	1	0	0	0	0
	特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	2	0	0	0	0
	こども家庭センター型	0	5	5	5	5
	計	4	6	6	6	6

2 時間外保育事業(延長保育)

事業概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間について、保育所等において引き続き保育を実施します。

認可保育園全園、地域型保育事業18園中14園で実施しています。月極利用の他に1日単位(スポット)での利用も可能です。

量の見込みと確保方策

就労環境の多様化などにより需要量は横ばいでありながら依然として一定のニーズがあります。すべての認可保育所において延長保育を実施しており、必要とされる方がご利用の地域・施設で利用できるよう、引き続き、十分な受入れ枠を確保してまいります。

(単位:人)

全区域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	416	407	407	407	407	407
②確保方策	1,772	1,752	1,742	1,782	1,782	1,782
過不足②ー①	1,356	1,345	1,335	1,375	1,375	1,375

提供区域別

東部地域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	207	202	202	202	202	202
②確保方策	909	903	893	933	933	933
過不足②ー①	702	701	691	731	731	731

西部地域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	209	205	205	205	205	205
②確保方策	863	849	849	849	849	849
過不足②ー①	654	644	644	644	644	644

3-1 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)

事業概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後や長期休暇中に小学校施設の一部等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。

小学校施設等を活用して、全児童を対象とする育成事業「子どもスキップ」と一体的に、放課後児童健全育成事業(学童クラブ)を22か所(全小学校)で実施しています。

計画の基本的な
考え方

子ども・若者と家庭を
取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・
子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

量の見込みと確保方策

共働き家庭等の増加に伴い、利用希望者の増加傾向が続いています。引き続き、児童の生活の場としての機能が十分に確保できるよう一人当たり概ね1.65㎡以上の面積を確保しつつ、子どもスキップや放課後子ども教室と連携し、児童の発達や成長に応じた利用ができるよう、安全かつ楽しい居場所づくりを推進していきます。

(単位:人)

区全域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	1年生	916	985	959	934	974	912
	2年生	934	852	939	903	880	916
	3年生	777	735	732	799	768	748
	4年生	225	153	150	147	162	155
	5年生	60	39	40	38	38	41
	6年生	9	14	14	14	14	14
	計	2,921	2,778	2,834	2,835	2,836	2,786
②確保方策		2,921	3,409	3,409	3,409	3,409	3,409
過不足②ー①		0	631	575	574	573	623

● 提供区域別

東部地域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	1年生	549	558	547	535	566	515
	2年生	494	459	517	497	486	514
	3年生	419	415	395	437	419	410
	4年生	132	90	93	87	97	93
	5年生	32	20	21	21	20	22
	6年生	6	7	7	7	8	7
	計	1,632	1,549	1,580	1,584	1,596	1,561
②確保方策		1,632	1,876	1,876	1,876	1,876	1,876
過不足②ー①		0	327	296	292	280	315

西部地域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	1年生	367	427	412	399	408	397
	2年生	440	393	422	406	394	402
	3年生	358	320	337	362	349	338
	4年生	93	63	57	60	65	62
	5年生	28	19	19	17	18	19
	6年生	3	7	7	7	6	7
	計	1,289	1,229	1,254	1,251	1,240	1,225
②確保方策		1,289	1,533	1,533	1,533	1,533	1,533
過不足②ー①		0	304	279	282	293	308